

Ⅲ. 計画の内容

基本目標 1 人権が尊重されるまち すみだ

課題（１）人権尊重・男女平等意識を高めます

〔施策の方向〕

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実
- ③ 人権意識の普及とメディアへの対応

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対（「どちらかという反対」も含む）する区民の割合	55.8% （墨田区アンケート調査 2012）	増加 （平成 29 年度）
2 しきたりや慣習などにおいて男女平等であると感じている区民の割合	12.5% （墨田区アンケート調査 2012）	増加 （平成 29 年度）
3 男女共同参画の意識を高める「すずかけ大学」の男性受講者率	13.1%	20%

施策の方向①固定的な性別役割分担意識の解消

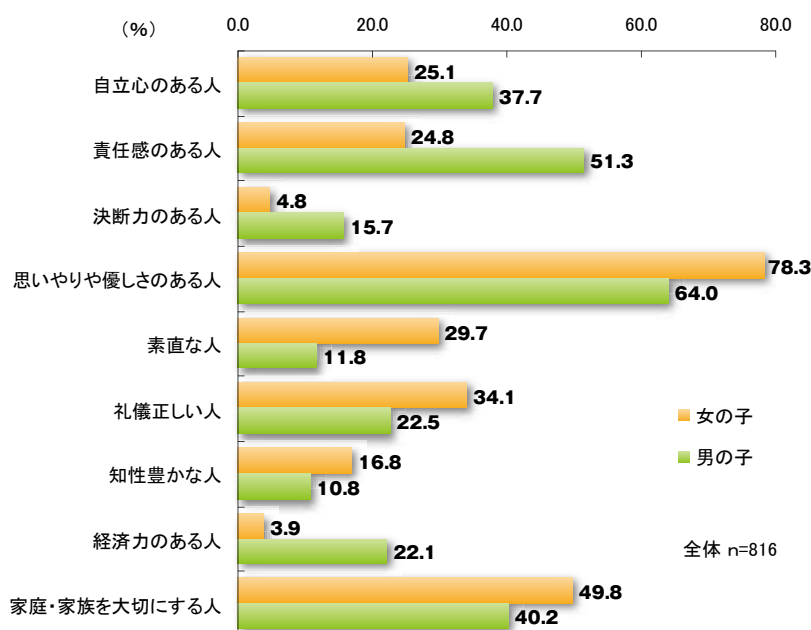
◆◆◆現状と課題◆◆◆

墨田区では、女性への人権侵害や差別を生み出す固定的な役割分担意識の解消に向けて様々な啓発活動を推進してきました。しかし、「墨田区アンケート調査（2012）」では、結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識に“賛成”する人がみられました。また、インタビュー調査では「女子はあまり出しゃばらない方が良い」とする高校生や、「働いていないので男女共同参画や男女平等は自分に関係ない」とする子育て期の女性の意見も聞かれます。

家庭では「男の子だから、女の子だから」という固定的な性別役割分担意識が依然として残っており（図表13）、こうした大人の考え方が子どもの意識形成に大きく影響を及ぼします。次代を担う子どもが健やかに育ち、個性と能力を発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが大切です。

また、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実をみると、男性の希望では「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」を優先が最も多いにも関わらず、現実では「仕事を優先」が圧倒的多数となっています（図表14）。多くの男性が長時間労働から抜け出せなかったり、家事、育児に積極的に関わらなかったりするのには、固定的な役割分担意識が大きな要因であると考えられます。男女共同参画社会の実現は、女性が多様な分野に参画できる社会であることはもちろんのこと、男性にとっても暮らしやすくなる社会であることへの理解を広める必要があります。

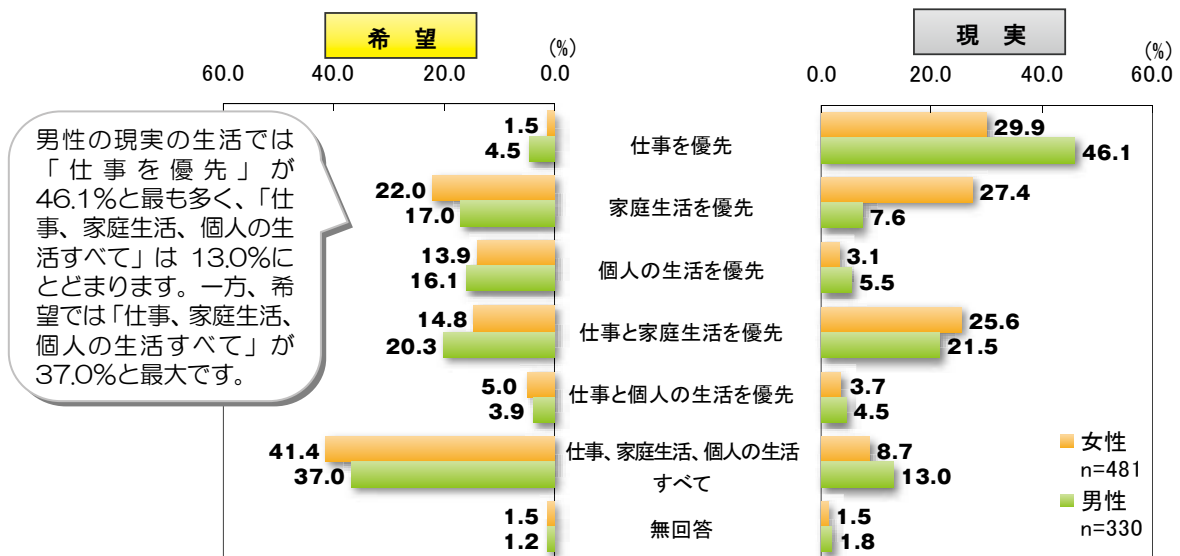
図表 13 子どもにどのように育ってほしいと思いますか



「思いやりや優しさのある人」を最も求めているものの、女の子と男の子で差があります。また、第2位は女の子では「家庭・家族を大切にする人」、男の子では「責任感のある人」となっており、“責任感”についてはその差がとりわけ大きくなっています。

資料：墨田区アンケート調査（2012）

図表 14 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方針◆◆◆

- 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、幅広い世代への啓発を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
1	「区のお知らせ」やホームページ等による男女共同参画施策の啓発	男女共同参画社会実現に向け、固定的な性別役割分担意識や慣行等による社会の意識変革を図るため、男女共同参画に関する情報を随時掲載します。	人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター
2	「区のお知らせ」やCATVにおける男女共同参画施策の情報提供	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化や慣行を見直し、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報を随時掲載します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発番組を放映します。	広報広聴担当
3	男女共同参画情報誌「にじ」の発行	男女共同参画推進のため、情報誌を作成し、幅広く男女共同参画推進のための情報等を提供します。	人権同和・男女共同参画課
4	啓発冊子「すずかけ」の発行	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などのこれまでの生活文化や慣行を見直し、男女共同参画社会実現のため、区民との協働による啓発誌を発行します。	すみだ女性センター

	事業	事業の内容	所管課
5	あらゆる年齢層や団体、企業等との意見交換会の実施	あらゆる年齢層の区民や団体、企業等と男女共同参画に関する意見交換を行います。	人権同和・男女共同参画課
6	子ども向け啓発冊子の発行	子どもの頃から男女共同参画意識を育てるよう、啓発誌を発行します。	人権同和・男女共同参画課
7	男女共同参画に関する資料の収集提供	情報コーナーに男女共同参画関係資料の図書、資料を収集し、区民に提供します。	すみだ女性センター
8	男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施	区の施策に反映するため、男女共同参画に関する区民の意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	人権同和・男女共同参画課

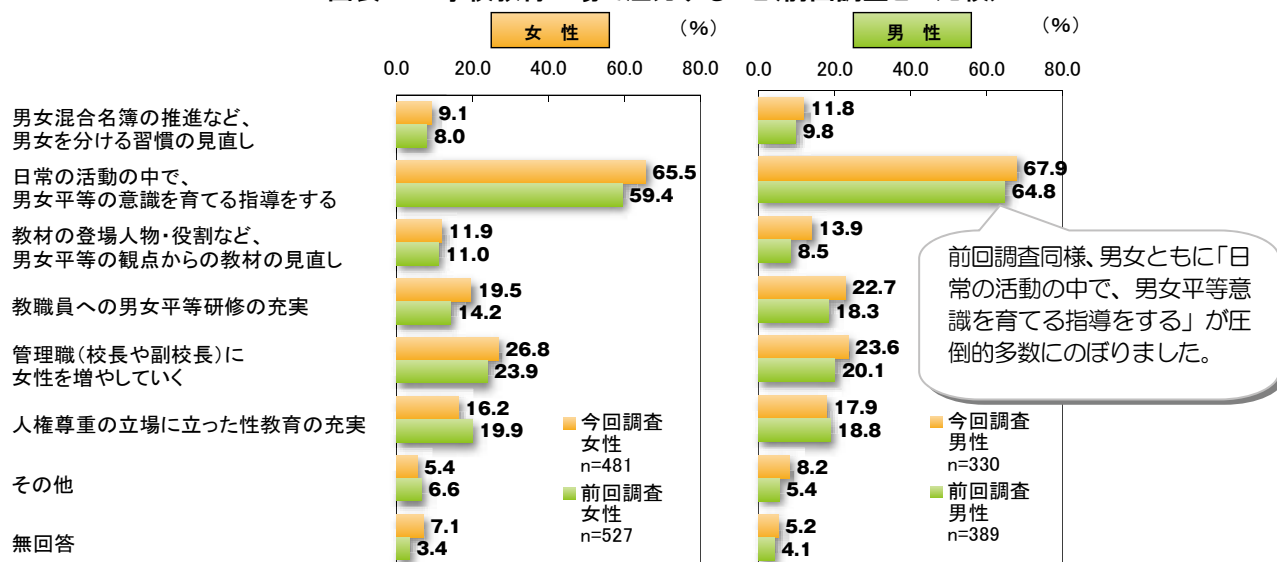
施策の方向②家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

◆◆◆現状と課題◆◆◆

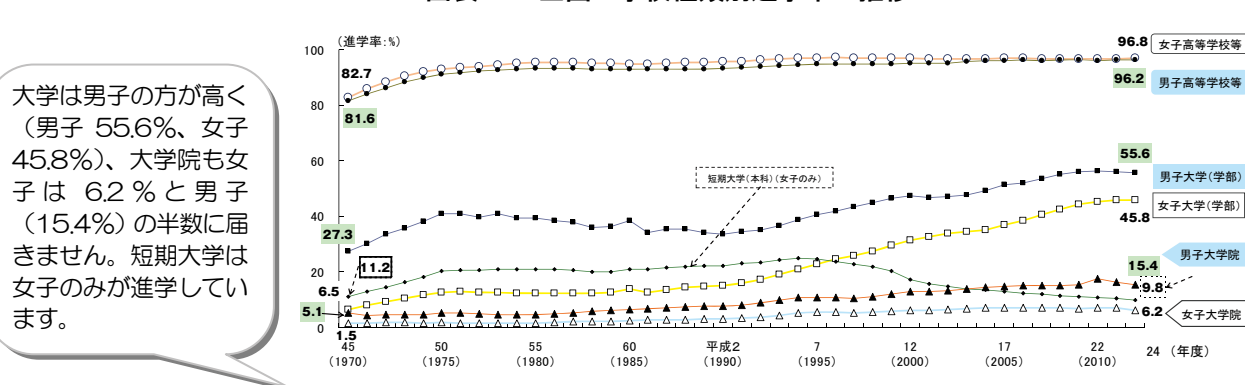
墨田区アンケート調査（2012）では、子どもに大きな影響を及ぼす学校教育の場での力を入れた方がよいこととして、“日常活動の中での平等意識の育成”をあげています（図表 15）が、進学における性差は解消しているとはいいいがたい状況です（図表 16）。

教育活動のあらゆる場面で、男女平等の意識を育てるとともに、人権感覚を身につけ、豊かな人間性を育む教育を推進することが大切です。また、家庭においても子ども一人ひとりが個性と能力を発揮して成長できるように、保護者へ男女共同参画に関する学習機会を提供していく必要があります。

図表 15 学校教育の場で注力すること(前回調査との比較)



図表 16 全国の学校種類別進学率の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

注 1：高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率（進学者には高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない）。

注 2：大学（学部）・短期大学（本科）（過年度高卒者等を含む）：大学学部又は短期大学本科入学数（過年度高卒者等を含む）を 3 年前の中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率（入学者には通信制入学者を含まない）。

注 3：大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。進学者には大学院の通信制への進学者を含まない。

◆◆◆方針◆◆◆

- 学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進します。
- 誰もがいつでも参加できる教育・学習機会の提供や情報提供を充実するとともに、男性や子どもへの働きかけを推進します。

	事業	事業の内容	所管課
9	男女共同参画観にたった教材等の見直し	男女共同参画観にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	指導室
10	男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施	各種研究会・協議会で、男女共同参画観にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	指導室
11	児童生徒の諸名簿における男女混合の推進	出席簿、指導要録、卒業生台帳について、男女混合名簿の実施を推進し、男女共同参画意識を育てます。	指導室
12	区民との協働による男女共同参画意識の啓発	区民と協働して企画・立案・実施することで、男女共同参画学習への区民参画を促進し、男女共同参画意識を啓発します。	すみだ女性センター
13	すずかけ大学の開催	区民等の男女共同参画意識を高めるため、連続講座を通して男女共同参画を学び、男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	すみだ女性センター
14	男女共同参画の意識を高める講演会等の実施	区民等の男女共同参画意識を高めるための講演会やシンポジウム、セミナー等を実施します。	人権同和・男女共同参画課
15	男女共同参画の視点を促進する区民企画講座の支援	リクエスト講座の実施により、男女共同参画学習促進をテーマにした講座の開催を支援します。	生涯学習課
16	男性の子ども会活動への参画に向けた意識啓発	男性も子ども会の活動等へ積極的に参画するよう、子ども会等と連携を図り、意識啓発を促進します。	生涯学習課
17	男性の家事参加に向けた料理教室の実施（男の料理教室）	男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し家事・育児・介護など家庭の責任を男女がともに担えるようにします。	保健センター
18	男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）	友愛訪問活動、多世代交流及び清掃活動等の地域貢献活動へ男性の参加を促進し、高齢期を迎えた男女がともに地域の中で生きがいを持って暮らし続けることを支援します。	高齢者福祉課
19	定年後の男性の社会貢献意識の向上	定年後のシニアへの講座開催などにより、社会参加のきっかけづくりや、生きがいづくりを支援するとともに、男性介護教室を実施し、介護者の孤立を防ぎ、介護等への参加を促進します。	高齢者福祉課

施策の方向③人権意識の普及とメディアへの対応

◆◆◆現状と課題◆◆◆

どのような状況、立場であろうとも、すべての人がその人らしく生きられる社会をつくるには、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

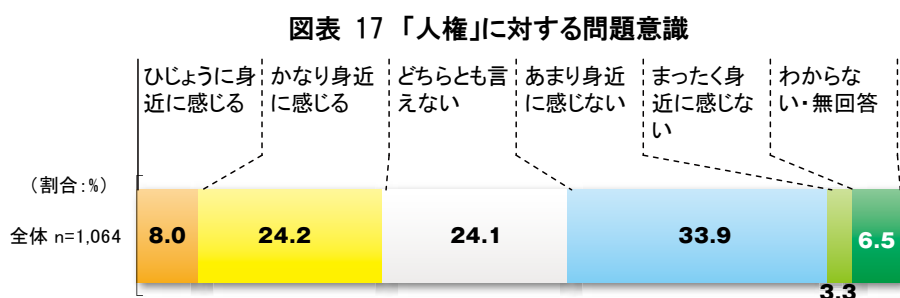
しかし、墨田区の「人権に関する意識調査」（平成 21 年）によると、人権を身近な問題として感じている人は 32%程度にとどまっています（図表 17）。

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」第 14 条では、「性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項」や「区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策」などについて、区民、事業者及び地域団体からの申出を受けることが定められていますが、条例の内容まで知っている人はごくわずかです（図表 18）。

また、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障害」の社会的認知が進んできました。しかし、性同一性障害や同性愛者など性的マイノリティといわれる人は偏見や差別、社会制度の壁に苦しむことも少なくありません。

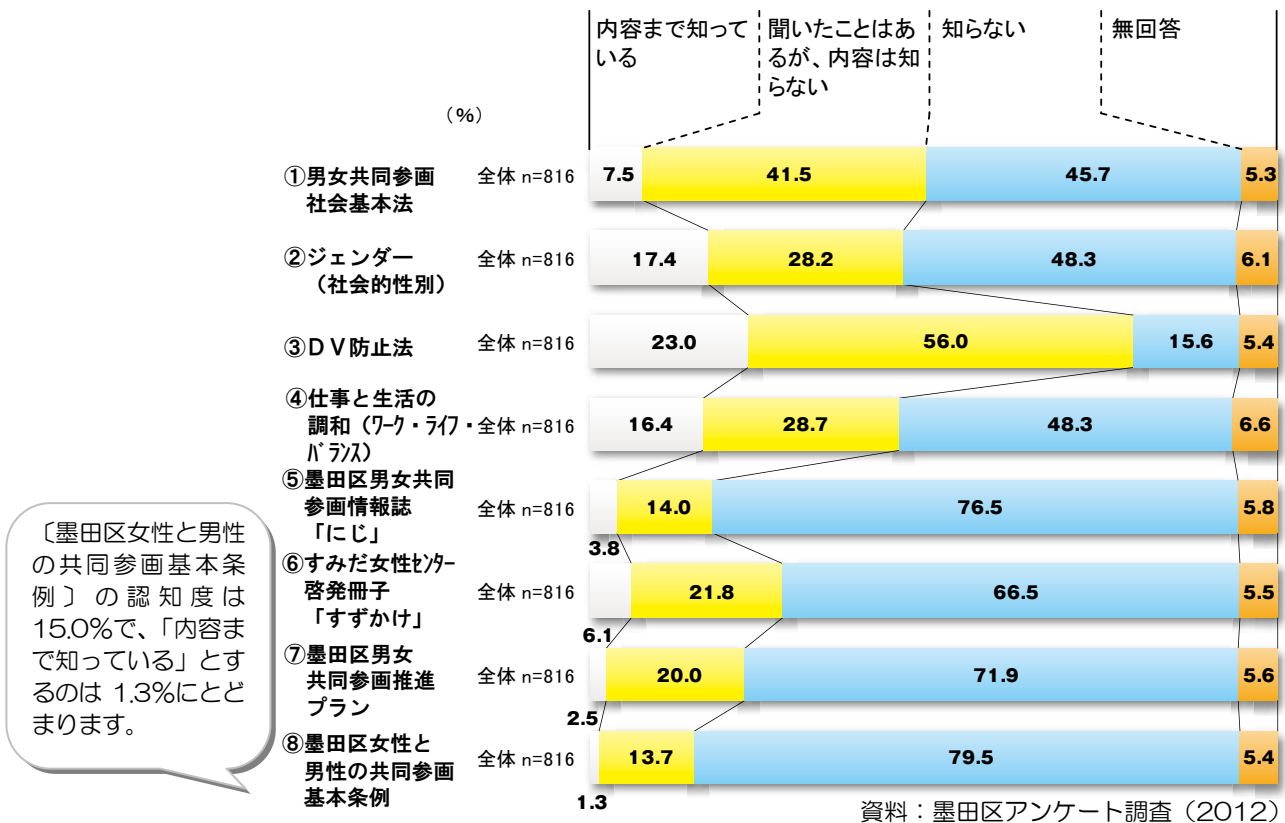
これらのことから、様々な立場の人々の人権が尊重されるよう、人権尊重の理念への理解を深めるとともに、自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度への理解を促進する必要があります。

一方、インターネットはパソコンや従来型の携帯電話以外にも、スマートフォン、ゲーム機やテレビ等を通じて、世界中の様々な情報を、簡単な操作で手に入れることができる有用で便利なコミュニケーション手段として浸透してきました。しかしその一方で、暴力的な表現やアダルト画像など、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報にも触れる可能性が高まっています。このようなメディアを取り巻く現状に対応するためには、メディア側の自主的な取組を促すとともに、情報を主体的に収集し、判断し、適切に発信することができるようメディア・リテラシーを高めることが大切です。



資料：墨田区「人権に関する意識調査」平成 21 年 11 月

図表 18 男女共同参画に関する用語の認知度



◆◆◆方針◆◆◆

- 人権意識を高めるとともに、人権を尊重した表現を推進します。
- メディアを主体的に読み取る能力を養います。

	事業	事業の内容	所管課
20	人権啓発冊子での男女共同参画意識の高揚	人権の観点から男女共同参画推進の意識を高めます。	人権同和・男女共同参画課
21	人権を考え男女共同参画の意識を高める講演会等実施	区民の人権意識を高めるため、人権を考える講演会等を実施します。	人権同和・男女共同参画課
22	苦情調整委員会の設置	区民からの性別による差別等の人権侵害や、区が実施する施策について苦情の申し出を受け付けます。	人権同和・男女共同参画課
23	人権尊重教育の推進	男女共同参画教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。	指導室
24	庁内刊行物等の点検	区が作成する文書・チラシ・ポスター等について、人権尊重及び男女共同参画の観点から内容や表現等を点検し、適時見直しを行います。	人権同和・男女共同参画課

	事業	事業の内容	所管課
25	メディア・リテラシー教育の実施	メディアを主体的に読み解き、自分の意見を発信できるように、メディア・リテラシー教育を実施します。	指導室
26	メディア・リテラシーの育成	ＩＴ講習会サポート事業及びパソコン教室を実施し、その能力の育成を図ります。	生涯学習課
27	人権侵害メディアへの対応	メディアにおける人権侵害に対して、発信者への適切な対応を行い、改善に努めます。	人権同和・男女共同参画課

課題（２）心とからだを尊重する社会づくりを進めます

〔施策の方向〕

- ① 配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援(DV防止基本計画)
- ② 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの根絶
- ③ 生涯を通じた女性の健康支援

〔指 標〕

項 目 名		現 状	目 標（平成 30 年度）
1	DV防止に関する庁内連絡会議開催回数	年2回	年2回以上
2	デートDV ⁷ 防止講座の回数	年1回	年1回以上
3	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 24.3%	乳がん 50%
		子宮がん 26.5%	子宮がん 50%

⁷ デートDV：
恋人同士など、親密な関係にある者の間の暴力のこと。

施策の方向①配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援(DV防止基本計画)

◆◆◆現状と課題◆◆◆

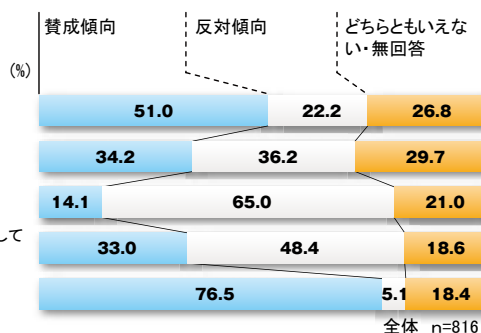
墨田区アンケート調査（2012）から、パートナーや交際相手からの暴力、セクシュアル・ハラスメントは女性の被害経験者が多く、暴力被害にあった女性で「相談しなかった・できなかった」が約25%と男性の約2倍にのぼることがわかりました。配偶者暴力の考え方をみても、必ずしも正しく認識されているとはいえない状況です（図表19）。

平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」は、これまで家庭内に潜在してきた女性に対する夫やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。平成25年に改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。法律の名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、平成26年1月3日に施行されました。

図表 19 配偶者間の暴力についての考え

「配偶者間の暴力は夫婦げんか」とする意見、「加害者はもともと暴力的なタイプ」「被害者にも原因がある」「子どものために我慢すべき」などに賛成する意見がみられます。

- ① 加害者になる人はもともと暴力的なタイプが多い
- ② 被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ
- ③ もとは夫婦げんかなので、警察や役所が介入することではない
- ④ 子どもがいる家庭では多少なら我慢して夫婦関係を保つべきだ
- ⑤ 配偶者に暴力を振るう加害者は罰せられるべきだ



資料：墨田区アンケート調査（2012）

注：賛成傾向：「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計、反対傾向：「どちらかというと思う」と「そう思わない」と「そう思わない」の合計

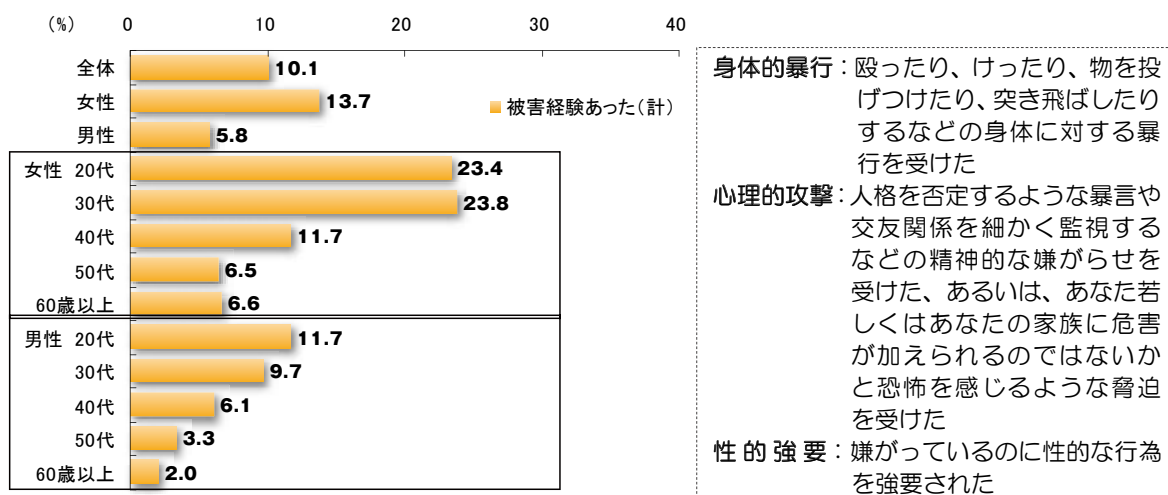
内閣府が平成23年11月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”（次頁参照）のいずれかの被害を受けたことがある人は、26.2%にのぼります。同調査から10歳代、20歳代のときの交際相手から、これらの被害を受けたことが「あった」との回答は女性が13.7%、男性が5.8%で、男女ともに年齢が低いほど被害経験が多く、特に女性の20～30代では2割を超えています（図表20）。なお、被害に遭った女性の約30人に1人は命の危険を感じたことがあるとも報告されています。また、過去5年以内に配偶者から被害を受けた人の中で、被害について「相談した」と答えた人は42.8%（女性55.0%、男性19.3%）となっています。

一方、墨田区アンケート調査（2012）において、配偶者や交際相手から身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けた場合、相談できる機関があることを知っているかを質問したところ、4～5割（女性 41.2%、男性 49.1%）は「知らない」と回答しています。

近年、デートDVといわれる若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）が問題となっています。この背景には、若年層における暴力が身近に存在していることが考えられます。

女性に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等の対策が必要です。都では被害者支援のために、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。また外国人住民の被害防止も求められています。

図表 20 「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある人の割合



資料：男女間における暴力に関する調査（平成 23 年度調査）

注：被害経験あった（計）とは「1、2度あった」と「何度もあった」の合計

<参考> 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数の割合)(平成 24 年)

	女性配偶者の割合(%)	検挙件数(件)	男性配偶者の割合(%)	検挙件数(件)
総数(4,457 件)	93.1	4,149	6.9	308
殺人 (153 件)	60.8	93	39.2	60
傷害(2,183 件)	94.4	2,060	5.6	123
暴行(2,121 件)	94.1	1,996	5.9	125

資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警察庁資料より作成

<参考> 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

(件)	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
来所	11,035	12,758	14,692	14,864	16,688	17,662	19,131	20,941	21,821	22,640
電話	23,950	29,820	33,736	36,475	40,705	43,004	47,107	49,849	53,134	57,236
その他	958	647	901	806	1,135	1,412	1,958	2,002	2,379	2,223
総数	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099

資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）内閣府資料より作成

◆◆◆方針◆◆◆

■配偶者等からの暴力防止に向けて、啓発・教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	事業	事業の内容	所管課
28	DV（デートDV含む）等各種暴力の防止に向けた意識啓発	ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。	すみだ女性センター
29	ドメスティック・バイオレンスに関する相談・支援体制の充実	ドメスティック・バイオレンスなどの様々な問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。	保護課
30	暴力（DV、デートDV含む）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた相談先の啓発	暴力等の被害にあった方が相談をしやすいように相談先をわかりやすく啓発し、被害の拡大を防ぎます。	人権同和・男女共同参画課
31	女性のためのカウンセリング&DV相談の実施（DV被害者同行支援含む）	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つ様々な悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。	すみだ女性センター
32	母子自立支援員・女性相談員の研修の実施	複雑・多様化する相談内容に相談員が的確に対応するため、随時研修を受講できる体制を整えます。	保護課
33	区民や事業者等の通報による協力体制の強化	民生委員、児童委員、医療機関等との協力体制を図り通報によるDV被害者の支援を図ります。	人権同和・男女共同参画課
34	関係相談団体の情報提供・連携	社会及び家庭内で暴力を受けた女性に対し、関係相談団体の情報提供や連携を図ることによって、支援体制の充実に努めます。	保護課
35	関係機関との連携の強化	児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察、病院、学校、保育園、民間支援団体などのネットワークを強化、被害者への支援を充実します。	保護課
36	被害女性の緊急一時保護と自立支援	ドメスティック・バイオレンスの被害を受け、すぐにも保護が必要な女性やその子を一時的に保護し、自立に向けた支援を行います。	保護課
37	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者への支援	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の住民票の写しの交付、戸籍の附票の交付等において制限を設けることで、間接的な支援を行います。	窓口課

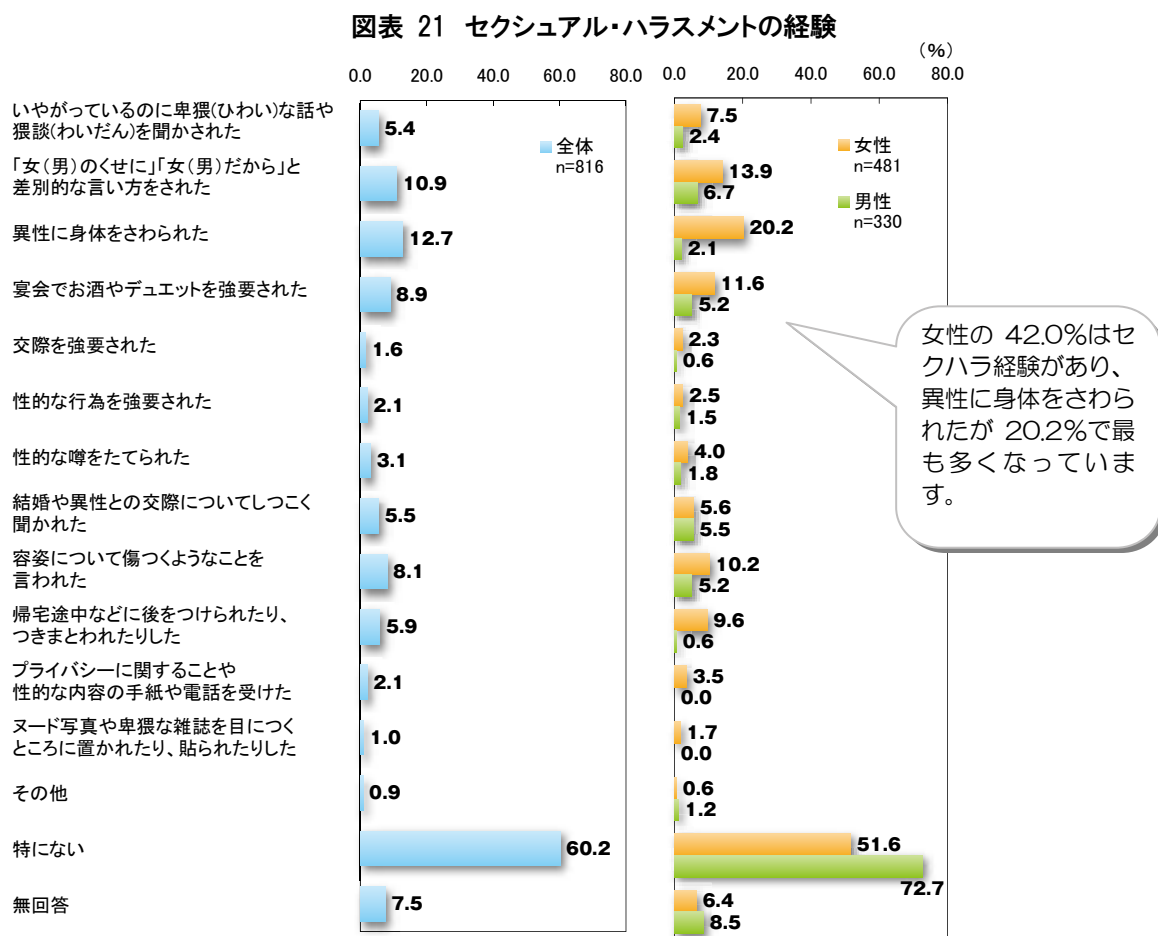
	事業	事業の内容	所管課
38	ドメスティック・バイオレンス、 ストーカー被害者への支援	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の選挙人名簿抄本の閲覧について制限を設けることで、間接的な支援を行います。	選挙管理委員会事務局
39	D V 防止及び被害者支援のための検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されている被害者に対する支援等、区として取り組むべき事項について検討し、支援の充実を図ります。	人権同和・男女共同参画課
40	配偶者暴力相談支援センター設置の検討	D V 被害者の支援のため、配偶者暴力相談支援センターの設置について、庁内関係各課と検討します。	人権同和・男女共同参画課 保護課

施策の方向②性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの根絶

◆◆◆現状と課題◆◆◆

セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。墨田区アンケート調査（2012）では、女性の42.0%は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると答えています（図表 21）。どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。

児童虐待の被害は潜在化する場合が多く、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携の強化が必要です。平成 23 年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は約6万件と、児童虐待防止法が施行される前の平成 11 年の 5.2 倍に増加しました（図表 22）。虐待による死亡件数はほとんどの年で 50 件を超え、高い水準で推移していると報告されています（厚生労働省）。



資料：墨田区アンケート調査（2012）

＜参考＞都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

(件)	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
事業主から	4,163	2,378	1,648	1,698	1,963	1,812
女性労働者等から	8,169	8,140	7,587	7,361	7,517	5,838
男性労働者から	517	621	488	551	544	549
その他	2,950	2,390	2,175	2,139	2,204	1,782
合計	15,799	13,529	11,898	11,749	12,228	9,981

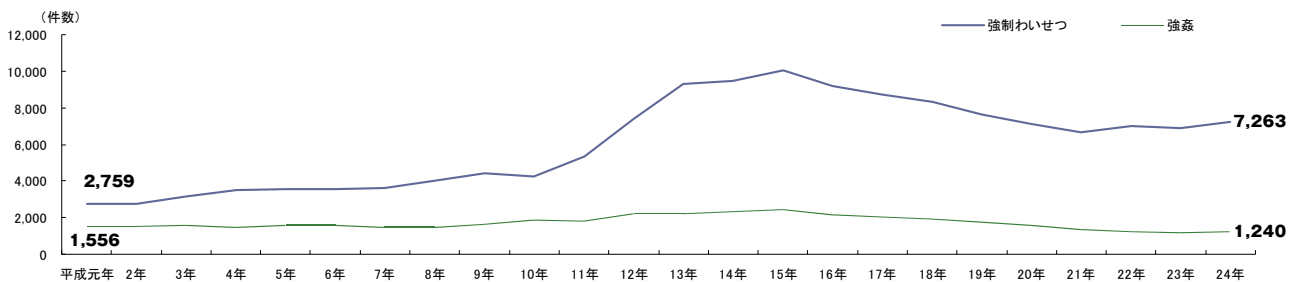
資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警視庁資料より作成

＜参考＞ストーカー事案に関する認知件数

年	平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
件 数	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463	14,657	14,823	16,176	14,618	19,920

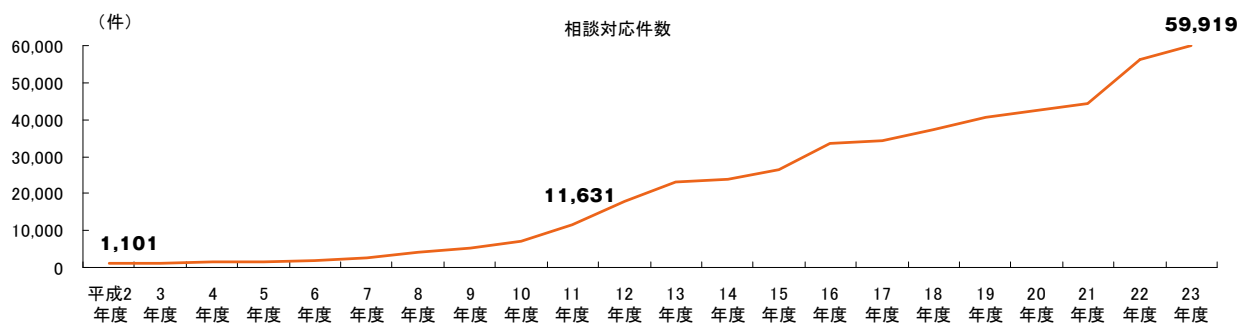
資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警視庁資料より作成

＜参考＞強姦、強制わいせつ認知件数の推移



資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警視庁資料より作成

図表 22 全国の児童虐待相談の対応件数の推移



資料：厚生労働省

◆◇◆方針◆◇◆

■セクシュアル・ハラスメントをはじめとする暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、児童への虐待防止対策を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
41	セクハラに関する職員への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント防止に向け、職員向け啓発紙「きらめき」等により、職員の意識啓発や研修を行います。	人権同和・男女共同参画課
42	区役所内のハラスメント対策	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	職員課
43	教職員に対する研修の実施	校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。	指導室
44	総合相談窓口の充実	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	広報広聴担当
45	女性相談の実施	女性に対する暴力や買春など女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と自立に向けた適切な支援を行います。	保護課
46	家庭相談の実施	夫婦の問題や子育ての悩みや、身近な男性からの暴力に関する、相談と適切な対応を行います。	保護課
47	子育て相談の実施	子どもと家庭に関する様々な相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	子育て支援総合センター
48	児童虐待防止に向けた情報の提供	児童虐待防止についての正しい知識を得られるように、冊子を作成・発行するなど、情報提供に努め、児童虐待防止に向けた正しい知識を普及します。	子育て支援総合センター
49	児童虐待防止対策の充実	墨田区要保護児童対策地域協議会を設置し、区関係各課・児童相談所・関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた取組を充実します。	子育て支援総合センター

施策の方向③生涯を通じた女性の健康支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

全国的にみても、子宮がんや乳がんの検診受診率は低く、子宮がんの低年齢化や乳がんによる罹患率が増加傾向にあります。

区の女性は、乳がん、肺がん、大腸がんによる死亡率が高く、平成 23 年の全がんの死亡率は 71.2 と都（63.1）、全国（61.2）を上回っています（図表 23）。

図表 23 平成 23 年における 75 歳未満年齢調整死亡率⁸(女性) (人口 10 万対)

	墨田区	都	全 国
全 が ん	71.2	63.1	61.2
胃 が ん	5.6	5.5	6.1
肺 が ん	10.7	7.3	7.0
大腸がん	9.2	7.6	7.5
乳 が ん	14.1	13.0	10.8
子宮がん	4.4	5.0	4.6

資料：住民基本台帳及び墨田区の福祉・保健から算出（墨田区）

注：全国・都は国立がん研究センターがん対策情報センター

母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっており、区においても 10%前後で推移しています（図表 24）。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。なお、墨田区アンケート調査（2012）では、性や妊娠・出産の自己決定を周知するために性教育が必要だと感じている区民の割合は、男女ともに多くなっています（図表 25）。

図表 24 墨田区の妊娠・出産や乳児の状況

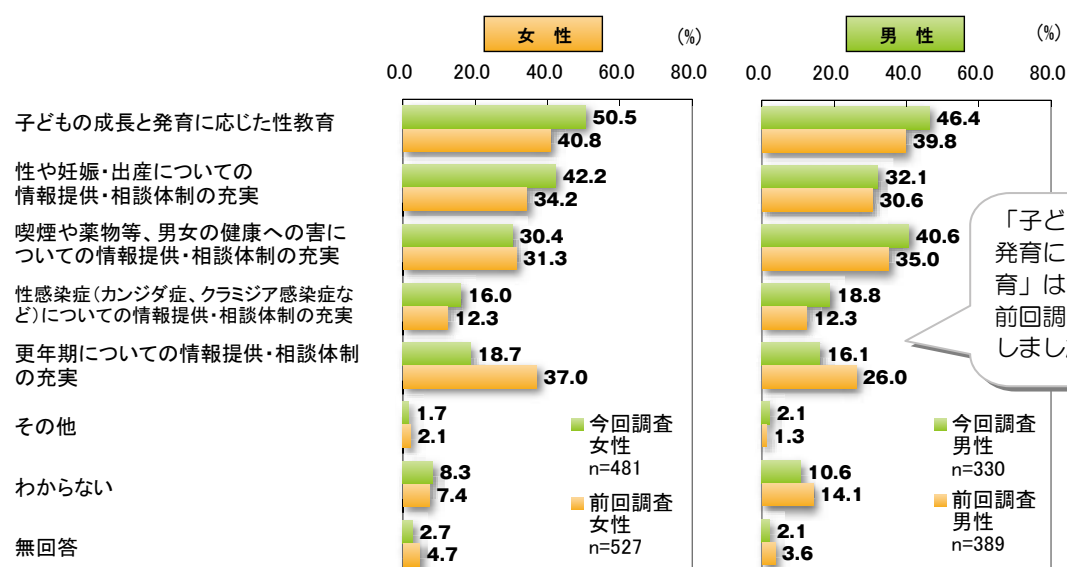
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全出生数(人)	1,941	1,947	2,045	2,067	1,971	2,105
低出生体重児数(人)	178	203	190	177	183	194
低出生体重児の割合(%)	9.2	10.4	9.3	8.6	9.3	9.2
乳児死亡数(人)	5	4	1	1	4	4

資料：保健計画課

⁸ 75 歳未満年齢調整死亡率：

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるよう年齢構成を調整した人口 10 万人あたりの死亡数をいいます。高齢になるほど死亡率が高くなるため、高齢者が多い集団は少ない集団より死亡率が高くなることから、その影響を極力取り除いた数値として調整しています。

図表 25 性や妊娠・出産の自己決定に必要な施策(前回調査との比較)



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方 針◆◆◆

■ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

■母性機能の重要性を啓発しながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	事業	事業の内容	所管課
50	健康づくりの知識の普及・啓発	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会や「区のお知らせ」、区ホームページ、ケーブルテレビの区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	保健計画課 保健センター
51	食育の普及・啓発	食育推進のネットワークを通して、普及啓発を図ります。	保健計画課
52	がん検診の充実	がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。	保健計画課 保健センター
53	骨粗しょう症予防対策の実施	高齢になっても寝たきりにならないためにも、骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度検診と検診結果による対策を指導します。	保健センター
54	女性の心の健康相談の実施	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。	保健センター
55	妊婦歯科健康診査	妊婦の疾患発生を予防し、妊婦の健康の保持増進をめざします。併せて胎児の健康な発育を支援します。	保健計画課
56	性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	妊娠や、出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、性や生殖についての正しい知識や情報を提供するとともに、意識の啓発を図ります。	保健センター
57	性教育の推進	各学校が指導計画に基づき、性教育を行うよう推進します。	指導室
58	エイズ理解及び予防教育の実施	エイズ教育の成果を普及させ、男女理解と人間としての生き方を考えた、エイズ理解及び予防教育を推進します。	指導室

課題（３）特別な配慮を必要とする人々を支援します

〔施策の方向〕

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 困難を抱えている若者等への支援

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 母子福祉資金の貸付件数	72 件	継続実施
2 就職活動支援セミナー開催回数	年 16 回	年 16 回以上

施策の方向①ひとり親家庭への支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

全国的に母子世帯は所得額が低く、生活が苦しいとする割合が高くなっています。一般的に女性が生活困難に陥る要因として、固定的性別役割分担意識が十分に解消されていないことから、女性が育児や介護などで就業を中断しやすいことや、就業構造から女性が相対的に低収入であり、不安定な非正規雇用につきやすいことがあるといわれています。このような働き方の積み重ねの結果、女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題も生じています。また、経済的に困難な母子家庭では子どもの進学にも影響を及ぼしており、世代間連鎖を断ち切るためにも切れ目のない支援が必要です。

図表 26 墨田区の 18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
父子世帯	223	293	261
母子世帯	1,587	1,827	1,998

資料：国勢調査

<参考>各種世帯別にみた所得の状況

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
1 世帯当たり平均所得金額(万円)	549.6	307.9	262.6	697.3
生活意識				
大変苦しい	27.1%	21.3%	50.5%	31.0%
やや苦しい	32.3%	30.2%	35.1%	34.7%
普通	35.8%	44.0%	13.9%	30.1%
ややゆとりがある	4.1%	4.0%	0.5%	3.8%
大変ゆとりがある	0.7%	0.5%	—	0.3%

資料：平成 22 年国民生活基礎調査

注：高齢者世帯とは、65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯
母子世帯とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女性と 20 歳未満のその子のみで構成している世帯

◆◇◆方 針◆◇◆

■ひとり親家庭で支援が必要な人が、安心して生活が営めるよう支援します。

	事 業	事業の内容	所管課
59	母子相談の実施	母子家庭等が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、母子家庭等の自立へ向けた適切な支援を行います。	保護課
60	母子生活支援施設への助成	母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設入所者の就労支援、子育て支援を充実していきます。	保護課
61	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施	児童を養育する家庭で、出産や病気等で日常生活を営むうえで支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。	子育て支援 総合センター
62	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成します。	子育て計画課
63	児童扶養手当・児童育成手当	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て計画課
64	福祉資金等の貸付事業	女性及び母子世帯の自立と生活の安定・意欲の増進を図ります。	保護課
65	福祉団体への補助事業の実施	福祉団体への助成により、母子家庭の自立・自助意識を高め、健全な家庭生活と児童の育成を図ります。	厚生課

施策の方向②困難を抱えている若者等への支援

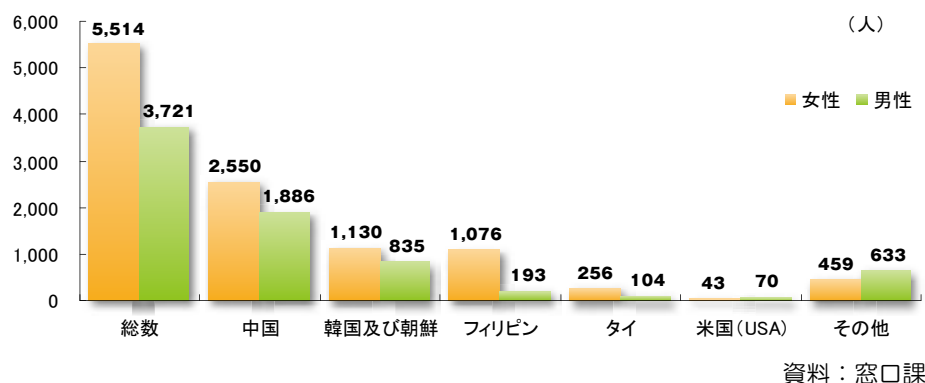
◆◆◆現状と課題◆◆◆

就業の場においては、以前から非正規の雇用者数・割合が女性では高い状況にありました。近年の15～34歳のフリーター⁹数は平成22年で183万人、平成23年で184万人、平成24年では180万人とやや減少したものの、男性で82万人、女性で98万人にのぼります（労働力調査）。

非正規雇用はキャリア形成が難しく、雇用不安の問題とともに、正規雇用との賃金格差は歴然としており、将来にわたる不安定な生活を余儀なくされる人々の増加につながる恐れがあります。また、非正規雇用者の抱える経済的な不安は、未婚の増加の原因のひとつともなっています。さらに、平成20年の世界金融危機に端を発した国の社会経済情勢、雇用情勢の急激な悪化は「派遣切り」による多くの失業者を生み、この傾向に拍車をかけています。

また、墨田区には1万人近くの外国人住民が暮らしていますが（図表27）、言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう、安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 27 墨田区の外国人住民の状況(平成25年3月末)



⁹ フリーター：

一般的に使用される「フリーター」という用語には厳密な定義が存在しませんが、便宜上、「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」を「フリーター」としてしています（労働力調査）。

◆◇◆方 針◆◇◆

- 若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進します。
- 区内の外国人住民が、言葉の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	事 業	事業の内容	所管課
66	若年者就職サポート事業「若者サポートコーナー」	39 歳以下の若年求職者や学生を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動のアドバイスや就職後の相談に応じます。また、就職活動支援セミナーや区内中小企業の見学会などを実施します。	生活経済課
67	外国語による生活情報の提供	外国語に対応したガイドブックを作成、配布するとともに、区公式ホームページにおける自動翻訳サービスなど、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	広報広聴担当
68	外国人のための相談窓口の設置	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	広報広聴担当

基本目標2 その人らしく働き、暮らせるまち すみだ

課題（１）男女がいきいきと働けるよう支援します

〔施策の方向〕

- ① 就業における男女共同参画の推進
- ② 女性の再就職・起業支援
- ③ 中小企業・商工業における男女共同参画の推進

〔指 標〕

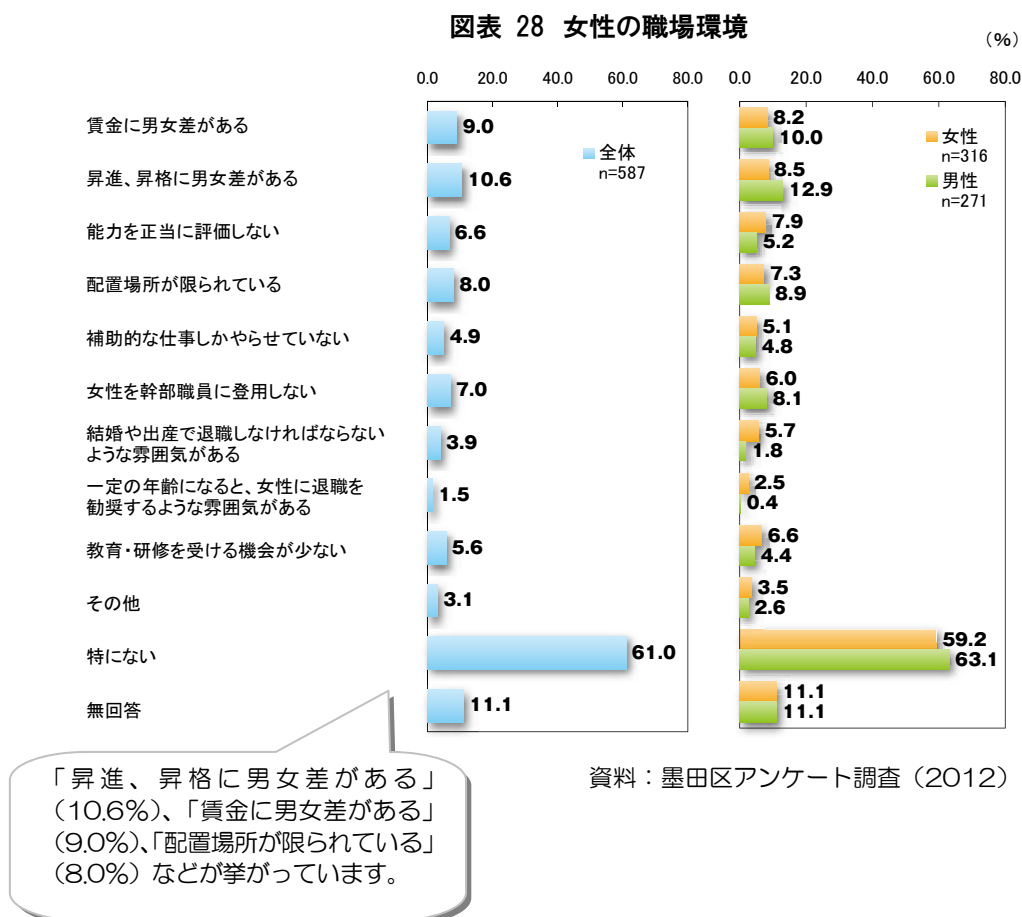
項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 職場で男女が平等であると回答する区民の割合	女性 26.2% 男性 32.4% （墨田区アンケート調査 2012）	増加
2 女性の再就職支援のための講座開催回数	年 1 回	年 1 回以上
3 ワーク・ライフ・バランスセミナー開催回数	年 1 回	年 1 回以上

施策の方向①就業における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からもたいへん重要です。男女雇用機会均等法の改正等により、男女の雇用機会均等について制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用形態などにおいては依然として男女の格差があります（図表 28）。

また、男女雇用機会均等法では、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い等を禁じていますが、近年は妊娠・出産がきっかけで、女性が解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導等をされたり、妊娠中・産休明けなどに、残業や重労働などを強いられるなどのケースが増えているといわれています。



◆◇◆方針◆◇◆

■労働と家庭的責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について理解を広めていきます。

	事業	事業の内容	所管課
69	労働に関する資料の配布	労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等についての資料を窓口で配布することにより、男女の労働に関する共同参画について啓発します。	人権同和・男女共同参画課
70	企業への働きかけ	就労分野において男女共同参画が進むように、男女雇用機会均等法やセクシュアル・ハラスメント等の情報提供や意識啓発活動を実施します。	すみだ中小企業センター 人権同和・男女共同参画課
71	労働相談体制の連携	労働条件等に関する相談に対し、都労働相談センターとの連携を図ります。	人権同和・男女共同参画課

施策の方向②女性の再就職・起業支援

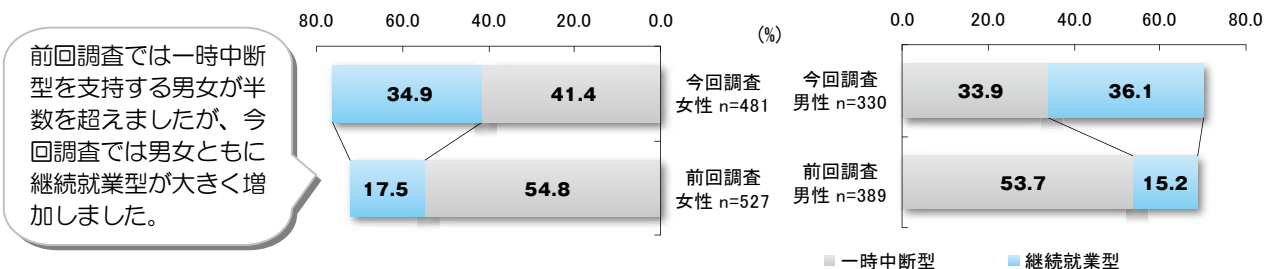
◆◆◆現状と課題◆◆◆

平成 24 年 6 月、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（～働く「なでしこ」大作戦～）が発表され、その前文で、「日本に秘められている潜在力の最たるものこそ『女性』であり、経済社会で女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となる」と示しています。

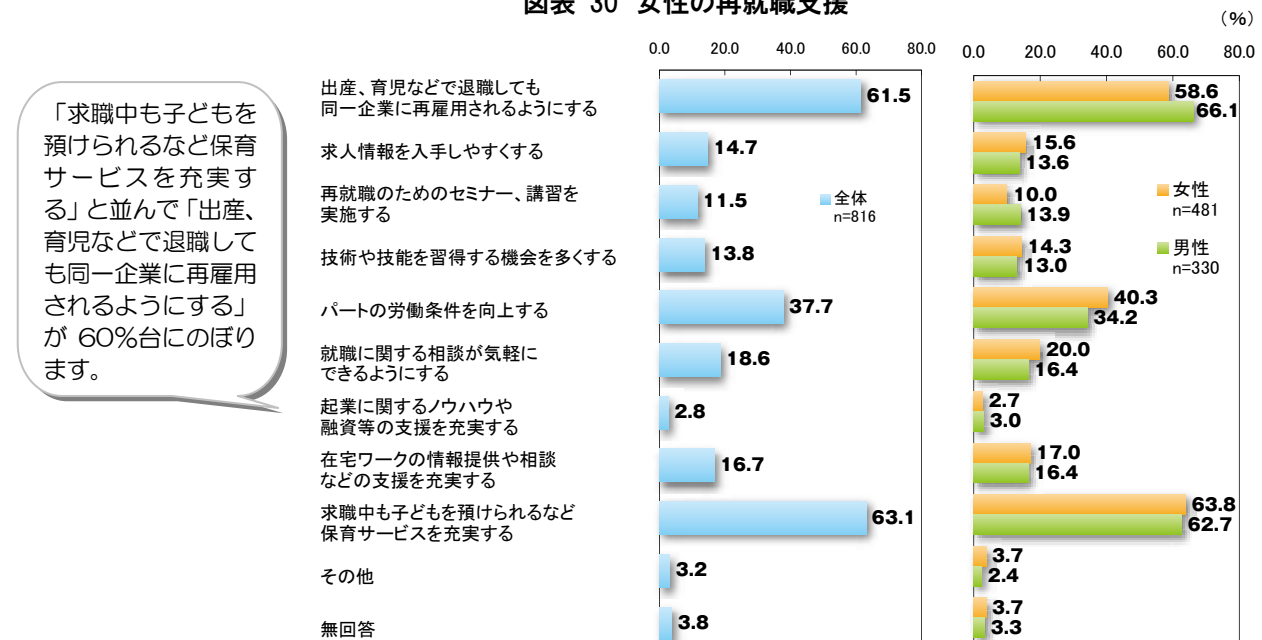
一方、墨田区においても女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる 20 代後半から 30 代にかけて低下する M 字カーブを描いています（P17 図表 7）が、結婚や子育て期に働くかどうかの選択については、男女ともに継続就業型（「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業をもつ方がよい」）が前回調査から大きく増加しました（図表 29）。なお、一時期家庭に入った女性の再就職支援として、保育サービスの充実と並んで企業の再雇用が必要との声が高くなっています（図表 30）。

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要です。

図表 29 女性のライフコースへの意識の変化(前回調査との比較)



図表 30 女性の再就職支援



◆◇◆方 針◆◇◆

- 女性自身が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援します。

	事 業	事業の内容	所管課
72	女性の再就職等への支援講座	働く女性向けのストレスマネジメント・スケジュール管理など、自分らしく健康に働くための知識を得るための講座を実施します。	すみだ女性センター
73	職業能力の向上（工業振興スクール）	すみだ中小企業センターにおいて、企業で必要とされる最新の知識や技術を提供し、区内企業の発展に貢献する潜在的人材を育成します。	すみだ中小企業センター
74	就労情報の提供	求人や職業訓練など就労支援情報の提供及び相談体制を充実します。	生活経済課
75	再就職や起業をめざす女性への情報提供	再就職や起業をめざす女性に対して、国や都の事業の情報を提供します。	人権同和・男女共同参画課
76	起業家同士のネットワークづくり	定例会、交流会、各種セミナーの実施を支援し、女性起業家同士等あらゆる企業のネットワークづくりを図ります。	すみだ中小企業センター

施策の方向③中小企業・商工業における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、企業がワーク・ライフ・バランスの取組を行うことを積極的にとらえ、企業とそこで働くものが、協調して生産性の向上や職場の意識改革等に取り組むとされています。

「中小企業の雇用管理と両立支援に関する調査¹⁰」（平成 21 年 独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、育児休業を取得した女性社員（正社員）は、従業員規模 300 人以上では 90%を超えますが、従業員規模 30 人未満では 58.7%にとどまっています。

また、ワーク・ライフ・バランス支援策への積極度を企業の規模別でみると、従業員規模が 500～999 人の企業では“積極的”が 61.3%（「積極的である」8.0%と「やや積極的」53.3%の合計）であるのに対し、従業員規模が 30 人未満では 9.6%（「積極的である」1.1%と「やや積極的」8.5%の合計）にとどまることがわかりました。

区内に多い家内工業や商店等自営業では仕事と家事、育児、介護の境目がない厳しい状況にいることも少なくありません。ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、女性の活躍が評価され、男女が対等なパートナーであることを改めて考えていくことも大切です。

また、企業における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの取組を一層推進していくため、公共工事等の競争参加資格審査において、取組状況を評価する仕組みを検討していく必要もあります。

図表 31 従業者規模別事業所の割合

	30人未満	30～100人未満	100～300人未満	300人以上	派遣・下請従業者のみ
墨田区	94.8	3.6	0.9	0.3	0.4
東京都	92.6	5.4	1.2	0.4	0.4

資料：経済センサス、東京都事業所・企業統計調査報告書 平成 21 年 10 月 1 日

◆◆◆方 針◆◆◆

■中小企業で働く男女の望ましい就業環境等について働きかけていきます。

	事 業	事業の内容	所管課
77	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会	ワーク・ライフ・バランスの意義や方法をわかりやすく紹介し意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

¹⁰ 調査の概要：

日本全国の日本標準産業分類 19 産業から農業、林業、漁業、鉱業、複合サービス業、公務、分類不能の産業を除く 12 産業に属する従業員 10 人以上 1000 人未満の企業を調査対象に 10,000 社を抽出し、郵送法により調査を実施しています。調査実施時期は平成 20 年 11 月～12 月。

課題（２）仕事と生活の調和をめざします

〔施策の方向〕

- ① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)・ゆとりある家庭生活への支援
- ② 男女で担う子育て環境づくり
- ③ 高齢者・障害者の介護(介助)者への支援

〔指 標〕

項 目 名		現 状	目 標（平成 30 年度）
1	「ワーク・ライフ・バランス」の内容まで知っている区民の割合	16.4% （墨田区アンケート調査 2012）	増加
2	パパのための出産準備クラス開催数	年 12 回	年 12 回以上
3	ハート・ライン 21 事業の推進	区社会福祉協議会への助成	継続実施

施策の方向①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)・ゆとりある家庭生活への支援

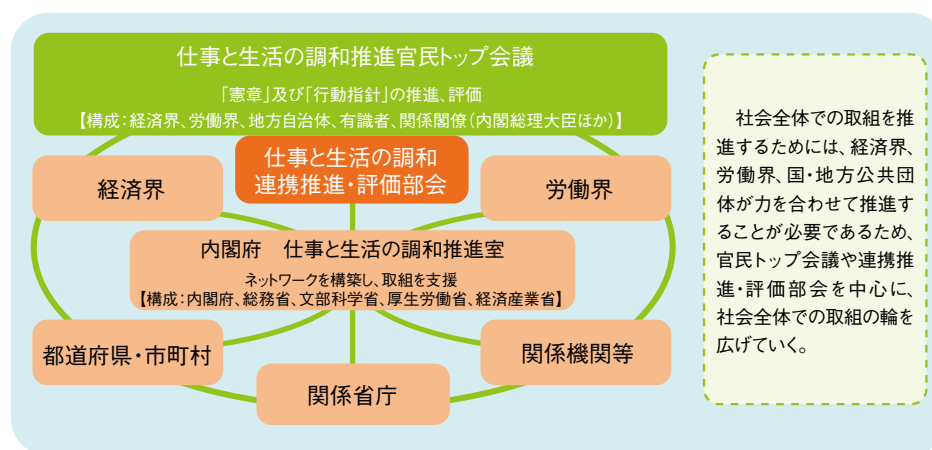
◆◆◆現状と課題◆◆◆

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りたいと希望する男女が多いものの、現実では、女性は仕事や家庭生活を優先、男性は仕事を優先する生活となっており（P 37 図表 14）、20～30 歳代や 50 歳代男性の長時間労働も明らかとなりました。

国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

墨田区アンケート調査（2012）では、ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」とするのは 16.4%にとどまり（P42 図表 18）、今後の普及が期待されています。

<参考>仕事と生活の調和を推進する体制



◆◆◆方針◆◆◆

■仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで、選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。

	事業	事業の内容	所管課
78	ワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発	区のお知らせや区のホームページ、啓発冊子等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの必要性等の意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
79	ワーク・ライフ・バランス推進のための検討会	男女を問わず誰もが仕事とプライベートをうまく調和させ、自分が希望するバランスで生活するための手段等について、関係各課で検討を行い、墨田区らしい「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざします。	人権同和・男女共同参画課
80	労働資料の収集及び提供	国・都から提供された資料及びパンフレット等を収集・配布し、育児・介護休業制度取得や短時間勤務の利用促進を図ります。	人権同和・男女共同参画課
81	特定事業主行動計画の推進	「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員の仕事と家庭の両立が図られるようにするため、勤務環境の整備等の目標を定め、その達成のために講じる育児休業の促進等の行動計画を策定し推進します。	職員課

施策の方向②男女で担う子育て環境づくり

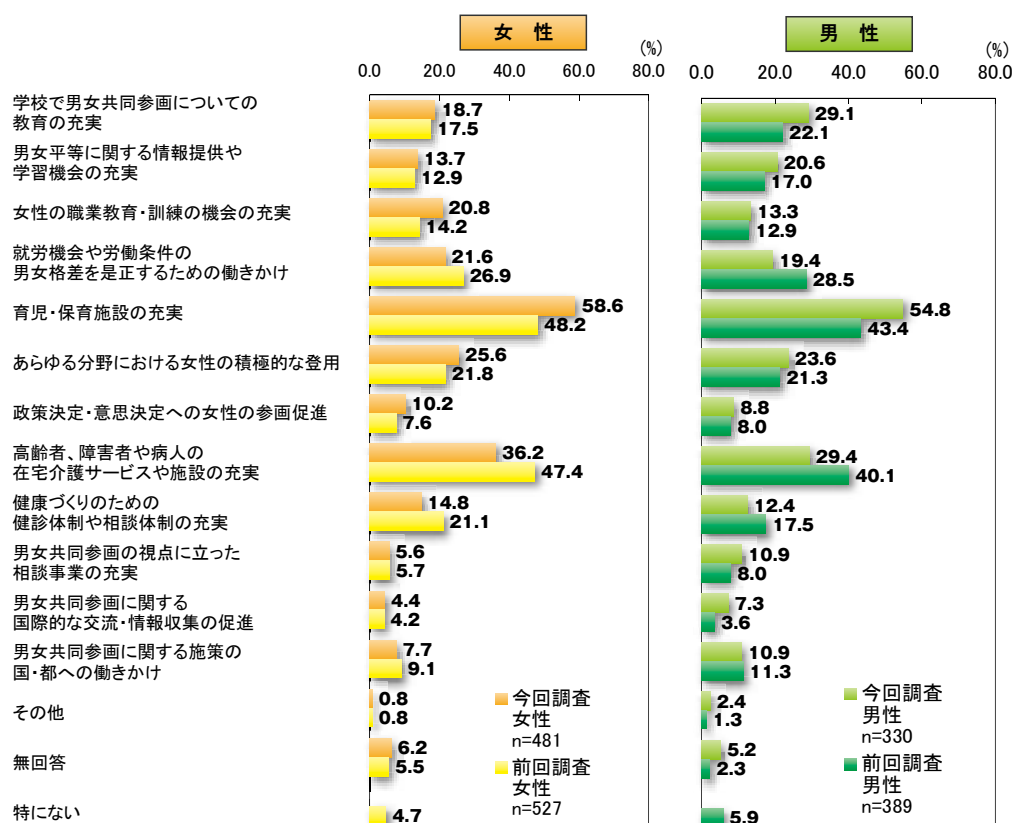
◆◆◆現状と課題◆◆◆

墨田区アンケート調査（2012）から、「男女共同参画社会の実現ために区が力を入れるべきこと」で最も多いのが「育児・保育施設の充実」で、男女ともに前回調査より増加しました（図表 32）。働く女性が増え続けているため、墨田区においても保育所の定員を増やしても待機児童が解消されない状況が続いています（図表 33）。

国においては平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法が公布され、子ども・子育て関連制度を総合的・包括的に見直し、一元的なシステムとする子ども・子育て支援システムが構想されました。これにより幼児期の学校教育・保育が質量ともに確保され、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることが期待されています。

一方、育児・しつけ・家庭教育の役割分担では「夫と妻と同程度」は 33.0%にとどまります（図表 34）。男女で育児を共有する環境づくりをより一層進めることも必要です。

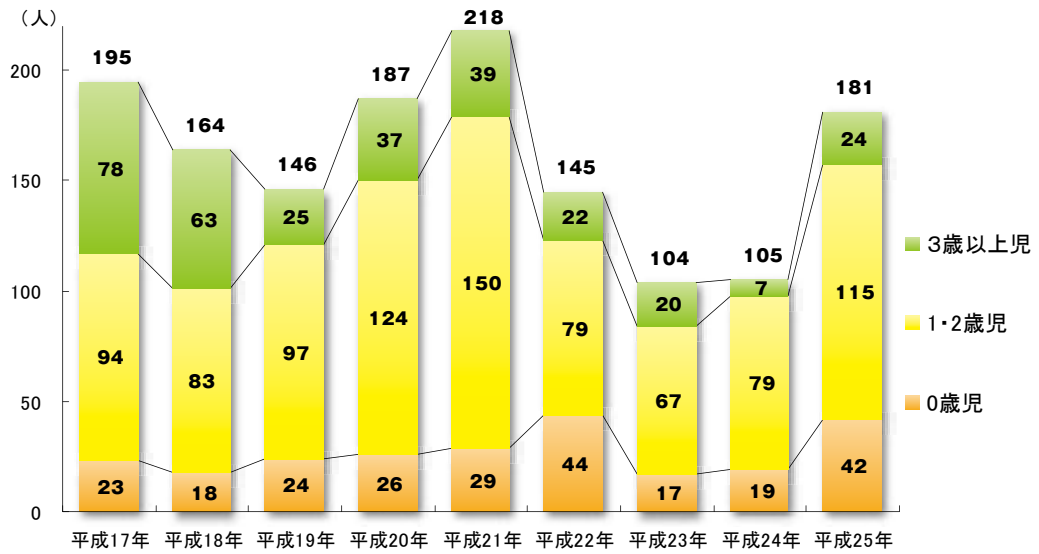
図表 32 男女共同参画推進に望む施策の要望(前回調査との比較)



資料：墨田区アンケート調査（2012）

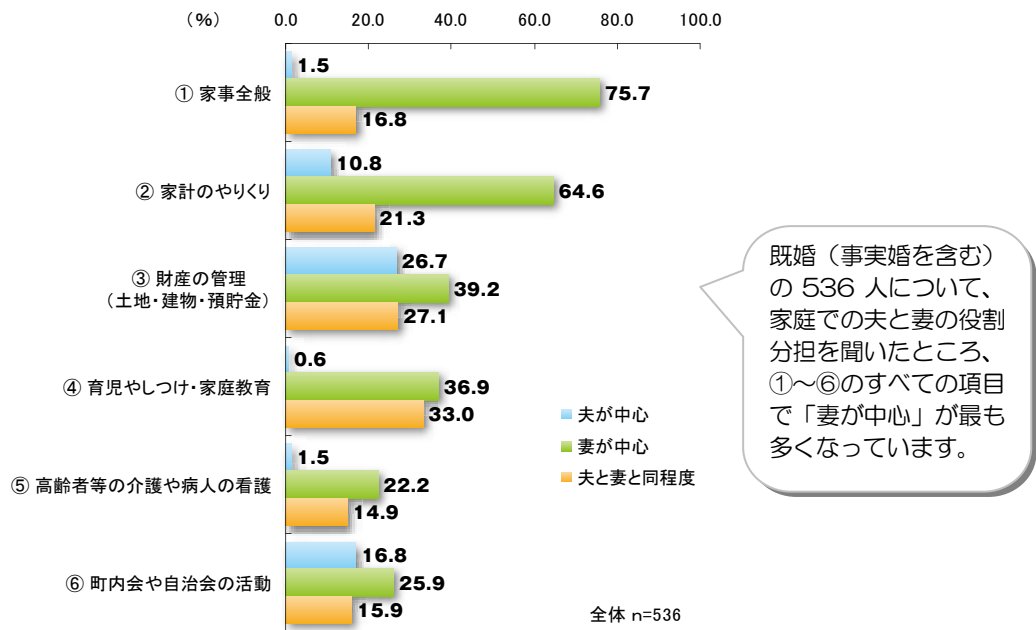
「育児・保育施設の充実」（女性 58.6%、男性 54.8%）が男女ともに最も多く、前回調査より増加しました。
第2位の「高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」は女性が 36.2%と男性に比べ多くなっています。

図表 33 墨田区の待機児童数の推移(各年4月1日)



資料：墨田区待機児童解消計画

図表 34 家庭の中での男女の役割分担



既婚（事実婚を含む）の536人について、家庭での夫と妻の役割分担を聞いたところ、①～⑥のすべての項目で「妻が中心」が最も多くなっています。

資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方 針◆◆◆

■男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	事 業	事業の内容	所管課
82	男性のための育児教室の実施 (パパのための出産準備クラス)	男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。	保健センター
83	男性の育児への参加に向けた家庭教育学級の実施	育児を男女がともに担うよう、家庭教育支援講座を通じて、男性の育児への参加に向けた家庭教育支援を行います。	生涯学習課
84	男性の子育て参画支援(父親対象事業)	男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。	すみだ女性センター
85	だれでもトイレの整備	ベビーチェアー・ベビーベッド等を配備した「だれでもトイレ」を整備し、男女で子育てを担う意識を普及します。	道路公園課
86	子育て支援地域活動促進事業	地域で児童を育成する機能を活性化させる区民の自助・相互活動を促進し、子育て自主グループを育成します。	子育て支援総合センター
87	子育ての相互援助活動の実施 (ファミリー・サポート・センター事業)	多様化する保護者の保育ニーズにこたえるため、地域のコミュニティを活用し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行い子育て支援を充実します。	子育て支援総合センター
88	訪問型保育支援事業 すみだ子育て支援ネット 「はぐ(Hug)」	在宅で子育てする保護者が急な病気や体調不良等により子育てが困難になった場合、民間事業者に事業を委託し、保護者の自宅へ区が認定した子育てサポーターを派遣し、子どもを保育します。	子育て支援総合センター
89	子育てサポーターの育成・活用	子育て経験が豊富であり、子育ての悩みを抱える親が気軽に相談できる子育てサポーターを育成し、区が実施する子育て支援事業等で活用します。	子育て支援総合センター
90	0歳児保育の実施	0歳児保育を実施し、保護者の保育ニーズにこたえ、仕事と家庭の両立を支援します。	児童・保育課
91	産休明け保育の実施	産休明け保育を実施し、保護者の保育ニーズにこたえ、仕事と家庭の両立を支援します。	児童・保育課
92	病後児保育(施設型)の実施の検討	普段保育園に通っている子どもが病気にかかった後、集団保育が不可能な場合に、その子どもをあずかる病後児保育の実施について検討し、仕事と家庭の両立を支援します。	子育て計画課
93	家庭的保育者(保育ママ)制度の実施	保護者の就労等によって養育が困難になった乳幼児を、保護者に代わって家庭福祉員が自宅で保育することで、就労支援を充実します。	児童・保育課

	事業	事業の内容	所管課
94	緊急一時保育の実施	生後6か月から小学校就学前の健康な子どもの世話をしている保護者が、病気や出産などで子どもの世話ができない時などに、保育所で一時的に子どもを保育することで在宅子育て支援を充実します。	子育て支援総合センター
95	ショートナースリー（短期保育）の実施	家庭における保育が断続的に困難な時、短期間子どもをあずかり、保護者の就労、通学、通院、看護等を支援します。	子育て支援総合センター
96	子どもショートステイ（宿泊型）の実施	ほかに養育する人がいない保護者で、一時的に児童を養育することが困難な場合に、区が委託する乳児院、児童養育施設で児童をあずかり、子育てを支援します。	子育て支援総合センター
97	休日保育事業の実施	保護者の就労等によって養育が困難になったお子さんの、休日保育を実施します。	児童・保育課
98	特別保育事業の実施	育児リフレッシュも含めた一時保育、休日保育、延長・一時延長（夜間延長）保育、年末保育等の特別保育事業を実施し保護者の多様な保育ニーズに対応します。	児童・保育課 子育て支援総合センター
99	待機児童解消対策の実施	認可保育所、既存保育園分園の整備、小規模保育の実施、保育コンシェルジュ事業を実施し、待機児童の解消を図ります。	子育て計画課
100	学童クラブ事業の実施	小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	児童・保育課

施策の方向③高齢者・障害者の介護（介助）者への支援

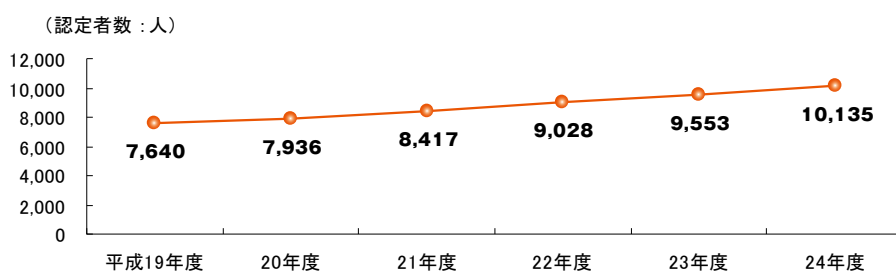
◆◆◆現状と課題◆◆◆

墨田区アンケート調査（2012）から、「高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」（女性 36.2%、男性 29.4%）は、子育てに次いで要望の高い施策となっています（P69 図表 32）。一方、家庭内での役割分担をみると、“高齢者等の介護や病人の看護”も「妻が中心」が 22.2%と「夫と妻と同程度」（14.9%）を上回っています（P70 図表 34）。高齢化が進展する今、男女がともに介護に関わりやすい社会の仕組みの構築と介護における意識改革を進めることが急務です。

なお、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年）が制定され、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が示されました。

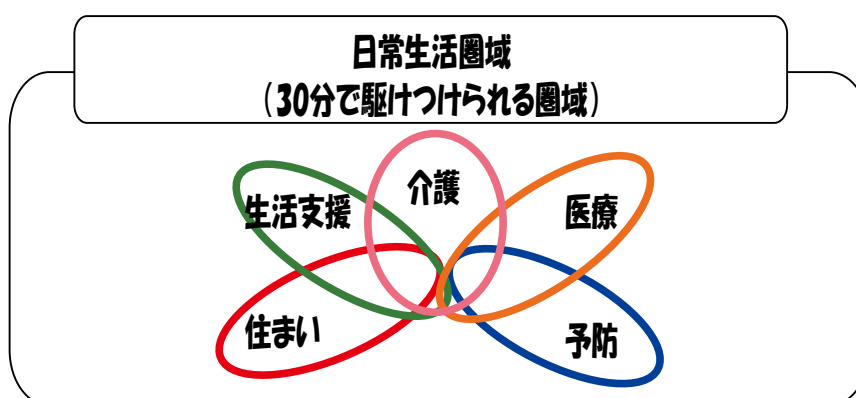
男女が共に介護を担いながら、社会全体で支えていくための環境整備に取り組む必要があります。

図表 35 墨田区の要介護認定者の推移



資料：介護保険課

地域包括ケアシステムとは…



- ①医療との連携強化（24 時間対応、訪問看護や訪問リハの充実、介護職員の医療行為など）
- ②介護サービスの充実強化（介護拠点となる入所施設の緊急整備、在宅サービスの充実）
- ③予防の推進（介護予防等の推進）
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

◆◆◆方 針◆◆◆

- 家族介護者の負担が軽減されるよう、要介護者の状態に応じた多様な介護サービスを整備していきます。
- 住民の支え合いによる介護支援を推進するとともに、安全に外出できるまちづくりを推進します。

	事 業	事業の内容	所管課
101	介護者への支援の充実（介護保険制度事業）	介護を社会全体で支えるために、介護保険制度の普及とともに、介護サービスを充実します。	介護保険課
102	常時介護受給者用施設の整備促進	常時介護を必要とする方が入所する特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設の整備を支援します。	介護保険課
103	認知症高齢者の施設の整備促進	認知症のある高齢者が少人数で暮らし、専門的援助の受けられる認知症高齢者グループホーム等の整備を支援します。	介護保険課
104	高齢者福祉サービスの情報提供	高齢者福祉のしおり「たんぽぽ」を配布することで、介護保険制度や高齢者の福祉サービスの内容を 65 歳以上の方やその家族に情報提供します。	介護保険課
105	高齢者支援総合センター事業の充実	高齢者の総合相談窓口業務を実施するとともに男性介護教室や認知症介護者教室等介護者向け講座を実施し、介護者同士のネットワークを図ります。	高齢者福祉課
106	緊急一時介護・保護事業の実施	心身障害者（児）緊急一時介護、知的障害者緊急保護等の事業を実施します。	障害者福祉課
107	障害者福祉サービスの情報提供	障害者福祉のしおり「フレイフレーマイペース」を配布し、障害のある方に対する各種制度やサービスの案内、情報提供を行います。	障害者福祉課
108	障害者への巡回入浴サービスの実施	自宅にお風呂がないなど、家族介護による入浴が困難な重度心身障害者（児）に対して、入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、家族の負担を軽減します。	障害者福祉課
109	区民参加型の家事援助の拡充（「ハート・ライン 21」事業）	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施している、区民参加型の家事援助を中心とした有料の在宅サービス「ハート・ライン 21」に助成し、事業を推進します。	厚生課
110	バリアフリー化の促進による暮らしやすいまちを整備	区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。	厚生課

基本目標3 男女共同参画の推進で元気なまち すみだ

課題（１）皆さんと区がともに考え、決める土台をつくります

〔施策の方向〕

- ① 意思決定過程への女性の参画促進
- ② 区役所における女性登用の促進

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 審議会・委員会の女性委員比率	24.5%	30%
2 女性委員がいない審議会数	12	0
3 区職員の女性管理職比率	11.8%	15%

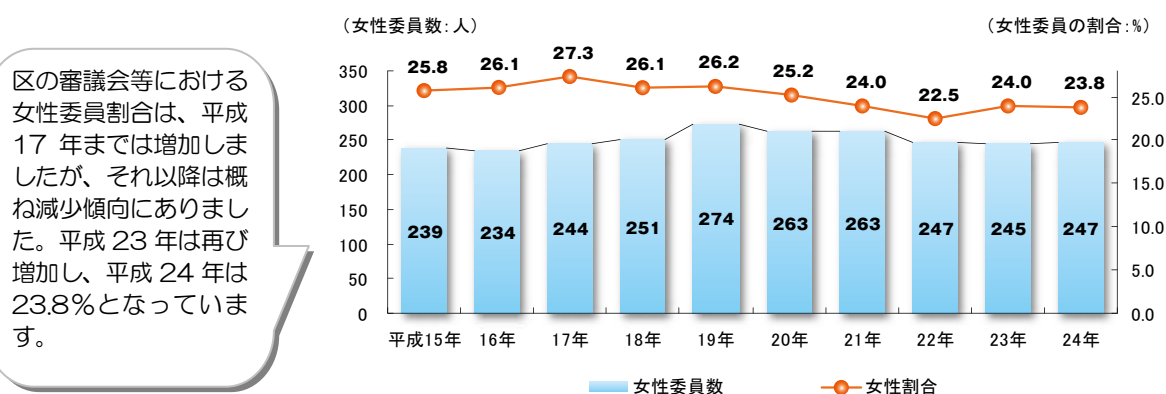
施策の方向①意思決定過程への女性の参画促進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。

区では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成 25 年度末までに 50%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成 24 年で 23.8%となっています（図表 36）。都区部で 30%を超えているところもあることから、審議会等への女性委員の選任についてはこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。

図表 36 墨田区の審議会等委員における女性の割合の推移



資料：人権同和・男女共同参画課 平成 15 年は 3 月末日、それ以降は 4 月初め現在

◆◇◆方 針◆◇◆

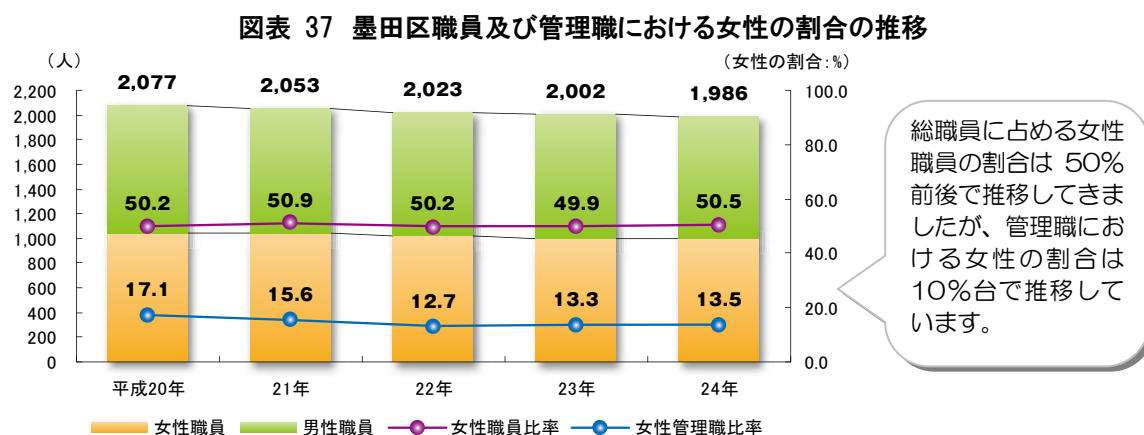
■区の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

	事 業	事業の内容	所管課
111	女性団体等の育成、援助、交流促進	すみだ女性センター登録団体・グループ等の名簿を作成し、活動に応じて必要な情報を提供、支援します。	すみだ女性センター
112	審議会等への女性委員の任用	区の審議会等の委員で女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすように努め、審議会等の女性委員の割合を、平成30年度までに30%にすることをめざします。	人権同和・男女共同参画課
113	公募制の拡大	審議会等の性格を考慮した上で、公募制の拡大を図るよう関係各課に働きかけます。	人権同和・男女共同参画課
114	女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表	関係各課に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握することにより、女性の参画状況を明らかにします。	人権同和・男女共同参画課

施策の方向②区役所における女性登用の促進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

区職員の男女比率は概ね 50%になりましたが、管理職（課長以上）における女性比率は平成 24 年で 13.5%にとどまります。都区部で 20%を超えているところもみられることから、積極的な女性職員の登用が必要です（図表 37）。



◆◆◆方 針◆◆◆

■区職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

	事業	事業の内容	所管課
115	管理・監督者への女性登用促進	キャリアアップ研修の実施を検討するとともに、女性が管理職・係長選考を受験するよう促進します。	職員課
116	職員向けの男女共同参画社会に関する啓発紙「きらめき」の発行	男女共同参画をめざして、様々な機会を捉え、職員に男女共同参画についての情報を提供し、意識を啓発します。	人権同和・男女共同参画課
117	男女共同参画に関する職員意識・実態調査の実施	区の施策を男女共同参画の視点で行うため、定期的に職員の意識・実態調査を行い、意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
118	職員研修の実施	墨田区職員研修実施計画に基づく各職層への研修を行うとともに、課別研修や特別区職員研修所の人権研修に派遣し、区の職員の男女共同参画に関する理解を深めます。	職員課
119	旧姓使用制度の実施	婚姻等により改姓があっても、旧姓を使用することを認め、就労上の便宜を図ります。	職員課

課題（２）安心・安全でやさしいまちをつくれます

〔施策の方向〕

- ① 地域づくり、環境保全活動における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 防災会議における女性の委員数	2／50	現状以上
2 生活安全推進協議会の女性の委員数	0／28	1／28 以上
3 すみだ環境共創区民会議の女性委員数	6／18	現状以上

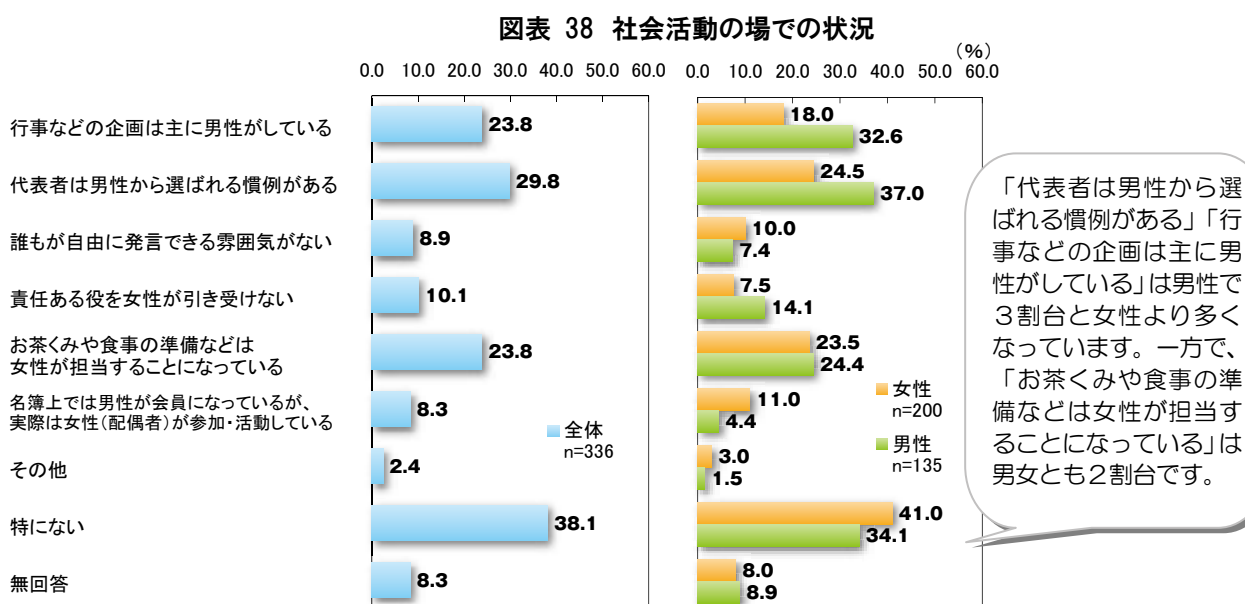
施策の方向①地域づくり、環境保全活動における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

生活の拠点である地域では、一人暮らしの高齢者の見守り、子育て支援、災害時の地域力の向上など様々な課題が山積しており、働いているいないに関わらず男女がともに協力し合って安心・安全なまちづくりを進めていく必要があります。

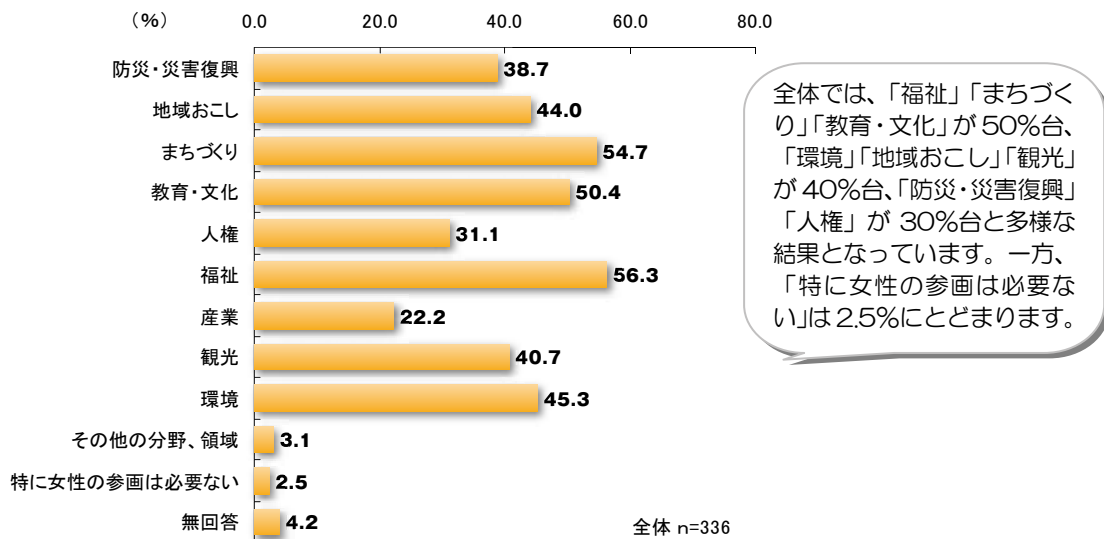
地域活動においては、重要な意思決定は男性、庶務的なことは女性といった現状がうかがえました（図表 38）。地域活動における方針決定の場合の女性の参画は、未だ十分とは言えない状況です。

一方、墨田区アンケート調査（2012）によると、女性の参画が必要な分野・領域として、福祉のほか、まちづくり、教育・文化、環境、地域おこしや観光もあがり（図表 39）、女性の積極的な参画が期待されています。中でも環境保全分野は、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくために、女性の高い関心や経験等が活かされる分野です。



資料：墨田区アンケート調査（2012）

図表 39 区の政策で女性の参画が求められる分野・領域



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方針◆◆◆

■区民の身近な生活に関わる地域づくり、環境保全分野において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
120	地域で助け合う小地域福祉活動の推進	町会・自治会を単位とした地域の人たちが推進する「小地域福祉活動」を助成し事業の拡大と定着を図ることで、互いにふれあい、支え合い、助け合い、共に暮らしていける福祉のまちづくりを行います。	厚生課
121	P T A活動等の活性化	P T Aの活動の中で、男女共同参画意識の啓発や女性問題等の学習を支援します。	生涯学習課
122	団体・サークルの育成・支援	団体情報の登録や学習情報の提供によって、団体・サークルの育成・支援を行い、地域のあらゆる団体に男女共同参画について考えるきっかけづくりを行います。	生涯学習課
123	すみだ環境共創区民会議の開催	環境基本条例に基づき、環境基本計画の推進に関する協議や環境の共創に関する実践行動などを行います。	環境保全課

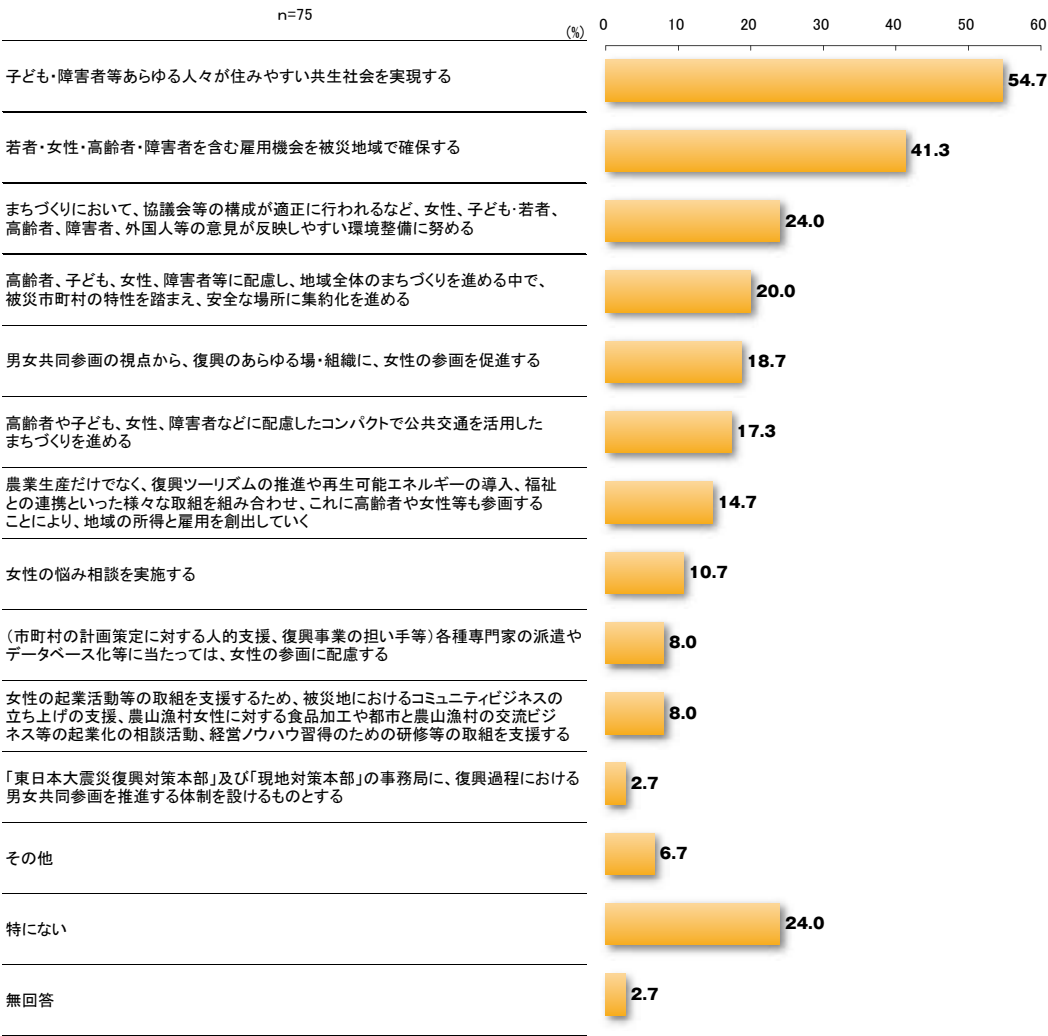
施策の方向②防災・防犯における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

防災の分野では、東日本大震災で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が起こっており、防災・復興に関する意思決定の段階から、女性の参画に留意する必要があることが分かりました。

国では、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正に際し、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれました。また、平成 25 年 3 月には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など女性の視点を取り入れることが求められました。

＜参考＞復興計画の記載で配慮されている点



資料：東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査（平成 25 年 5 月男女共同参画局）
注：被災地 9 県、178 市町村に対し郵送法で平成 24 年 11 月に実施（有効回収率 80.2%）

◆◇◆方針◆◇◆

■防災・防犯分野の組織の運営や活動の進め方において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
124	墨田区地域防災計画の修正	災害時の復旧・復興計画について、男女共同参画の視点に基づく取組を推進していきます。	防災課
125	避難所運営マニュアルの配布	避難所の運営方針等、策定段階から女性の視点を取り入れられる体制作りを推進していきます。	防災課
126	生活安全推進協議会の実施	防犯対策、火災予防、空き家対策等に関する問題の現状把握に努め、施策の実施に関し必要な事項について協議していきます。	安全支援課

課題（３）すみだを活性化し、豊かなまちにしていきます

〔施策の方向〕

- ① 産業振興での男女共同参画の推進
- ② 多文化共生・国際交流の推進

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 N T ¹¹ 配置数	区立小中全校	区立小中全校
2 国際理解教育の取組学校数	区立小中全校	区立小中全校
3 産業振興会議女性委員数	2／14	現状以上

¹¹ N T（エヌティー）：Native Teacher
英語を母語とする英語指導者をいいます。

施策の方向①産業振興での男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

区の産業別就業人口においても製造業の割合が低下し、サービス業が増加しています（P 16 図表 5）。世帯構成では、典型的な核家族という印象がある「夫婦と子供から成る世帯」は減少が続き、代わって単独世帯が急増しています（P 14 図表 3）。共働き世帯も増加しており、家計は夫のみの収入から、夫と妻の双方の収入になり、妻（女性）が家計消費の実権を握ることが多くなっています。墨田区アンケート（2012）においても、財産の管理（土地・建物・預貯金）は「妻が中心」が39.2%と「夫が中心」（26.7%）、「夫と妻と同程度」（27.1%）を大きく上回っていることからもうかがわれます（P 70 図表 34）。

わが国の経済を取り巻くこのような大きな環境変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されるようになり、女性が新製品・新サービスの開発に参画し、多様な経験や価値観が反映されて、これまでになかった新しい市場が開拓されはじめています。

区においても産業振興など重要な分野で男女共同参画を推進することによって、すみだの経済の活性化が期待されるところです。

◆◆◆方 針◆◆◆

■地域経済の活性化に向けて、地域の産業を男女共同参画を踏まえた新たな視点で見直していきます。

	事 業	事業の内容	所管課
127	産業振興会議	区内産業人、学識経験者と区職員が区内産業の抱える諸問題について共通認識を深め、意見交換や提案を行い、より効果的な産業振興施策について検討します。	産業経済課

施策の方向②多文化共生・国際交流の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

国際連合では、国際婦人年（昭和 50 年）に第 1 回世界女性会議を開催し「世界行動計画」を採択しました。これを受けて、日本でも昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、わが国の男女共同参画社会の実現への取組は新たな段階に入りました。このように、わが国の男女共同参画施策の取組は、世界の動きのなかで進められてきた経緯があり、国際社会と深いかわりがあります。

また、スカイツリー効果は、すみだが日本にとどまらず世界から注目される立場を生み出しました。外国人観光客の増加も見込まれており、互いの文化の違いを理解し、認め合い、男女共同参画の視点に立ったすみだの国際化を推進することが期待されています。そのために、区民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、区民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深める必要があります。

◆◆◆方 針◆◆◆

■国際理解を高める教育を推進し、民間レベルの異文化理解・交流を支援します。

	事 業	事業の内容	所管課
128	国際理解教育の推進	総合的な学習の時間、外国語活動（小学校）・外国語（中学校）でのNTとのふれあい等を通じて、異文化理解、表現力の育成等、国際理解教育の推進を図ります。	指導室
129	多文化共生及び国際交流の推進事業	多文化共生の実現や国際交流の推進のために、外国人支援事業及び海外友好都市の交流事業等を実施する民間団体に対する助成、支援を実施します。	文化振興課

基本目標4 地域に根ざした計画を推進するまち すみだ

課題（１）区の計画を着実に進めます

〔施策の方向〕

- ① 庁内の男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ女性センターの機能充実・活動強化
- ③ 男女共同参画推進のための庁内進行管理

施策の方向①庁内の男女共同参画推進体制の充実・強化

◆◆◆現状と課題◆◆◆

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に及ぶため、職員一人ひとりの意識を高め、区の施策の企画立案段階、実施段階、評価段階のすべてに男女共同参画の視点が反映される必要があります。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進などにも取り組んできましたが、男性の育児休業制度は取得が少ない状況です。今後は、高齢化社会に向かい、男女を問わず「介護・看護」に関わる職員の増加が見込まれ、介護と仕事の両立支援が必要とされています。

男女共同参画の視点に立った職場づくりや区政の推進をめざし、庁内体制の強化が必要です。

◆◆◆方針◆◆◆

- 男女共同参画施策を総合的・効果的に推進するため、男女共同参画推進本部等を開催し、庁内の総合的な調整を行いながら計画の充実を図ります。
- 介護と仕事の両立を視野に入れたシフト勤務体制の検討や仕事と家庭の両立支援の相談窓口の整備など、区内事業者の規範となるような職場環境づくりを推進していきます。

施策の方向②すみだ女性センターの機能充実・活動強化

◆◆◆現状と課題◆◆◆

平成 2 年、女性問題を解決するために開設した「すみだ女性センター」は、平成 17 年に制定された「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」で、男女共同参画推進拠点施設として位置づけられ、運営・協力委員などの区民とともに活動してきました。

しかし、墨田区アンケート調査（2012）では、前回調査と比べ利用度も認知度も低下しています（図表 40）。

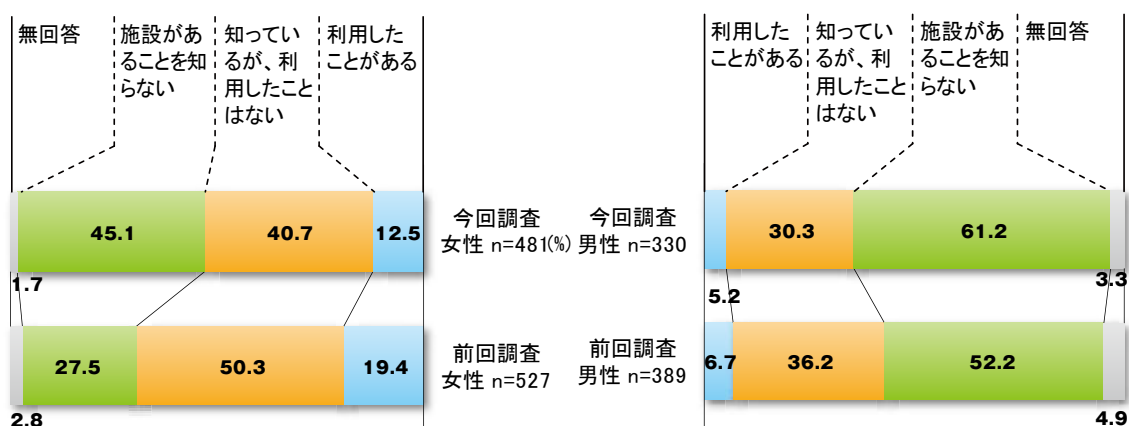
一方、同調査から、すみだ女性センターのニーズは低下しておらず（図表 41）、区民のニーズに対応した魅力的な事業や効果的な P R が求められています。



すみだ女性センター すずかけ

区内に一番多い街路樹「すずかけ」のように、幅広く区民に親しまれ、誰でも気軽に利用できる施設をめざし、愛称「すずかけ」とつけられました。

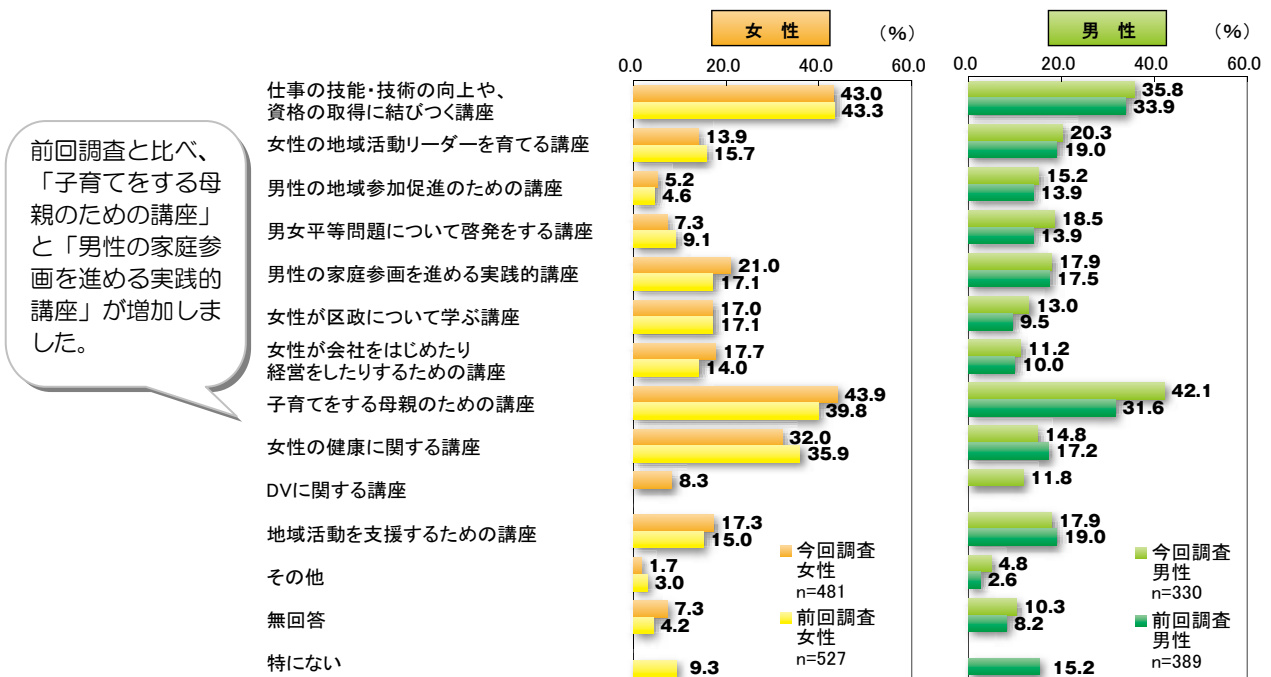
図表 40 すみだ女性センターの認知状況・利用状況



前回調査と比べ、男女ともに「利用したことがある」が減少、「施設があることを知らない」は増加しました。

資料：墨田区アンケート調査（2012）

図表 41 すみだ女性センターのニーズ(前回調査との比較)



◆◆◆方針◆◆◆

- すみだ女性センターの事業内容の充実を図り、積極的な情報発信を行うことにより、センターの機能を強化します。
- センターの運営については、運営・協力委員会活動などの区民参画の体制を維持し、幅広い年齢層のニーズを反映するように努めます。

施策の方向③男女共同参画推進のための庁内進行管理

◆◆◆現状と課題◆◆◆

計画の評価については、これまで施策担当課による自己評価と「墨田区男女共同参画推進委員会」による外部評価を行ってきました。第4次計画では、目標達成に向けた指標を設定し、さらなる進行管理の明確化を図る必要があります。

◆◆◆方針◆◆◆

- 毎年度、実施している各事業の進捗状況調査を行うとともに、各指標の状況についても報告を行い、計画の円滑な推進を図ります。
- 「墨田区男女共同参画推進委員会」に事業の進捗状況を報告し、学識経験者や区民の意見・助言を施策に反映させます。

課題（２）皆さんと協力して計画を推進していきます

〔施策の方向〕

- ① 民間団体、企業との積極的な連携
- ② 国・都等との連携強化

施策の方向①民間団体、企業との積極的な連携

◆◆◆現状と課題◆◆◆

条例は「区の責務」とともに区民・事業者・地域団体の責務及び「区、区民、事業者及び地域団体の協働」を定め、地域に根ざした男女共同参画を位置づけました。

社会全体で男女共同参画を推進していくには、区民、企業、行政等がこれまで以上に連携を深めていくことが大切で、相互に幅広い理解と共通認識を持ちながら協働、連携して、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

◆◆◆方針◆◆◆

- 男女共同参画社会の推進には、あらゆる分野での取組が必要であることから、様々な民間団体、企業との連携を推進していきます。

施策の方向②国・都等との連携強化

◆◆◆現状と課題◆◆◆

国・都等と連携・協力し、情報を収集交換するなど計画の推進について、連携を深め、必要に応じて働きかけを行う必要があります。

◆◆◆方針◆◆◆

- 国・都等が主催する女性施策に関する研修会等へ職員を派遣し、広く情報を収集します。
- 国・都や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。